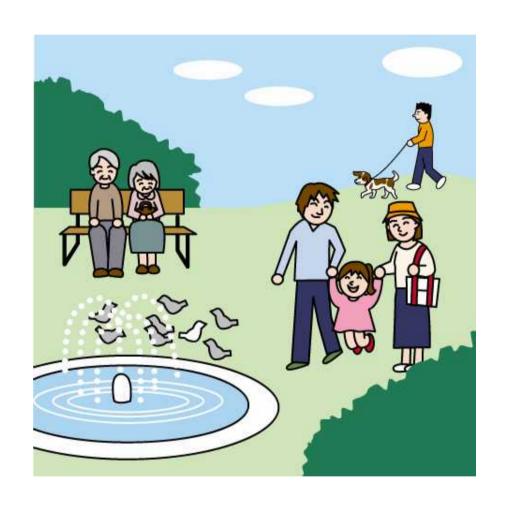
平成23年度保健・福祉・医療・子育て支援の概要



津山市環境福祉部・こども保健部

目 次

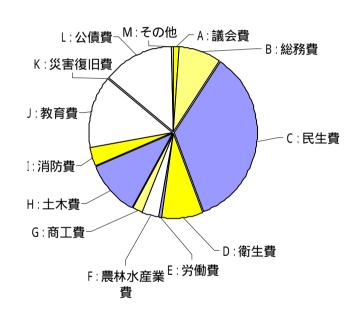
津	山	市	の		概		要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
生	活	福	祉		課																			
	援護	関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			5
	会館		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			6
	生活	保護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	0
	民生	委員	•	児	童	委	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2
障	害	福	祉		課																			
	身体	障害	者	(児)	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
	知的	障害	者	(児)	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	0
	精神	障害	者	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	3
	人に	さかこ	<u>ا</u>	١J	ま	5	づ	<	IJ	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	5
	神南	「備園	١.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	9
高	龄	介	護		課																			
	高齢	者福			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	1
		わ園		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			3	8
		保険	-	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			9
保	険	年	· 金	,	課																			
<u> </u>		健康				•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		4	9
		年金		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		6	2
J	بخ		- 課																					
		て支		3	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		7	0
	放課	後子	تع	も	プ	ラ	ン	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		7	1
	児童	館・	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		7	2
		福祉		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		7	4
	母子	· 父	:子	及	び	寡	'婦	福	祉	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	1
		福祉		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	3
	市立	保育	所	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		8	5
		幼稚		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•			6
ح ح	<u>:</u> ごも子			談	室																			
		相談		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		8	7
健	康	増	進		課																			
	地域	医療	į •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			8	9
	保健	指導		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		9	0
		委員		栄	養	委	員	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		9	7
		療育						•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	8
社会	会福祉				•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	0	1
-	·····································				表		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•			1	0	3
-	↑旧位 令者人		-			•	•	•		•	•		•	•	•			•	•			1	0	9
	」市児					移		•		•	•		•	•	•	•	•					1	1	0
	上関係							表		•	•		•	•	•	•	•					1	1	1
	上関係				•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	1	3

津 山 市 の 概 要

市制施行	昭和4年2月11日	議員定数	28 人
総面積	506.36k m²	506.36k m 民生委員・児童委員数	
世帯(H23.4.1 現在)	43,914 世帯	愛育・栄養委員	1,120 人
人口(H23.4.1 現在)	107,387 人		
男	51,212 人	平成 23 年度当初予算	40 000 000 TH
女	56,175 人	一般会計	43,320,000 千円
人口密度	212.1 人		

一般会計歳出予算(H23年度当初)

(単位:千円)



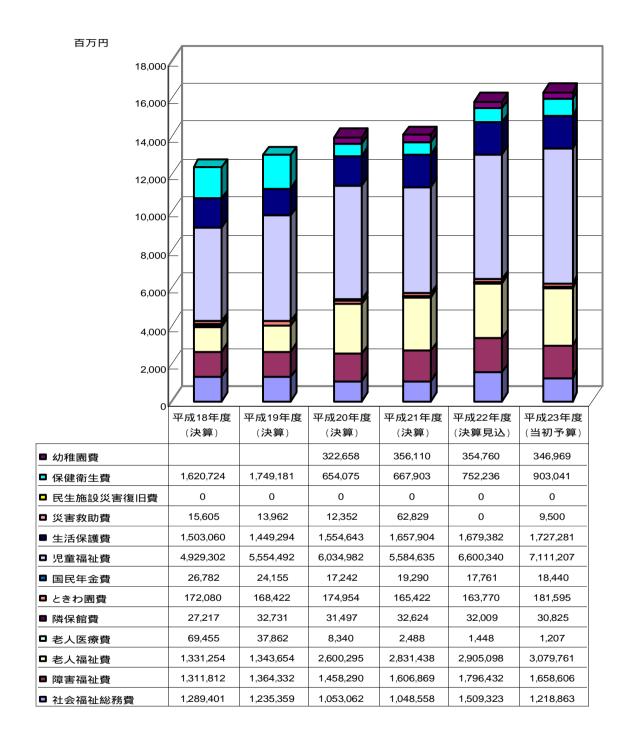
	<u> </u>	1111
目	予 算 額	比率
費	488,126	1.1%
費	3,599,629	8.3%
費	15,079,225	34.8%
費	3,479,950	8.0%
費	176,574	0.4%
水産業費	1,447,499	3.3%
費	848,648	2.0%
費	4,594,938	10.6%
費	1,631,304	3.8%
費	5,842,582	13.5%
復旧費	43,500	0.1%
費	5,969,960	13.8%
他	118,065	0.3%
計	43,320,000	100.0%
	費費費養養養養養養養養	目 予算額 費 488,126 費 3,599,629 費 15,079,225 費 176,574 水産業費 1,447,499 費 848,648 費 4,594,938 費 1,631,304 費 5,842,582 復旧費 43,500 費 5,969,960 他 118,065

保健・福祉・医療関係一般会計歳出予算(H23年度当初)

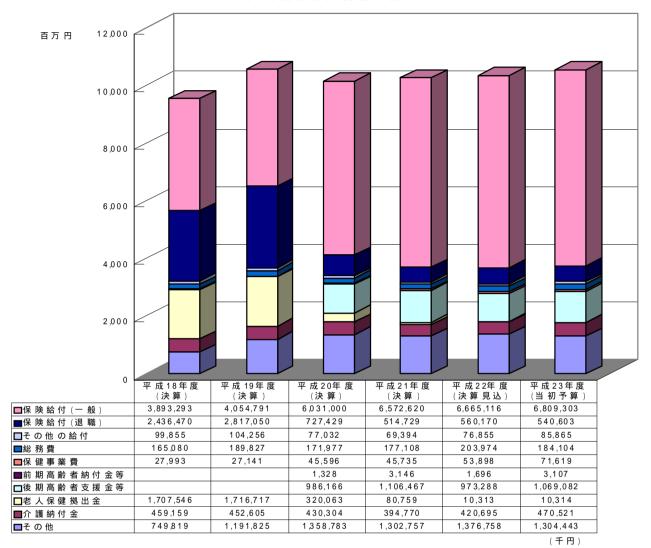
L:幼稚園費 K:保健衛生費	A:社会福祉総務 費
災害救助費	B : 障害者福祉費
1:生活保護費	一 C∶老人福祉費
	D:老人医療費
H:児童福祉費	E∶隣保館費
G:国民年金費	-F:ときわ園費

	1 10 0	
	(単位:	千円)
費目	予 算 額	比率
A:社会福祉総務費	1,218,863	7.5%
B:障害者福祉費	1,658,606	10.2%
C:老人福祉費	3,079,761	18.9%
D:老人医療費	1,207	0.0%
E:隣保館費	30,825	0.2%
F:ときわ園費	181,595	1.1%
G:国民年金費	18,440	0.1%
H:児童福祉費	7,111,207	43.7%
I:生活保護費	1,727,281	10.6%
J:災害救助費	9,500	0.1%
K:保健衛生費	903,041	5.5%
L:幼稚園費	346,969	2.1%
合 計	16,287,295	100.0%

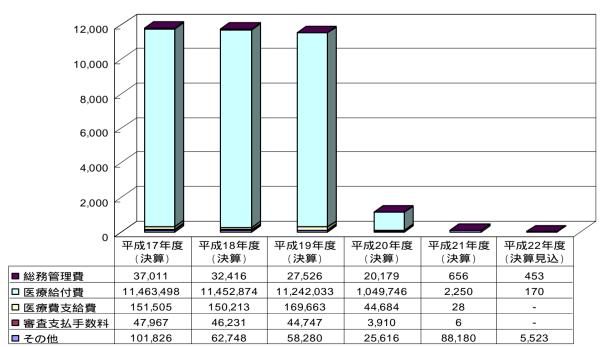
保健・福祉・医療関係一般会計歳出額(年度別)



国民健康保険特別会計

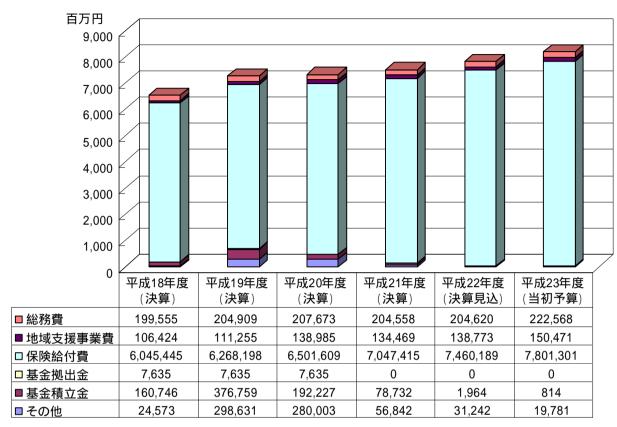


百万円 **老人保健特別会計** (平成22年度をもって特別会計を廃止)



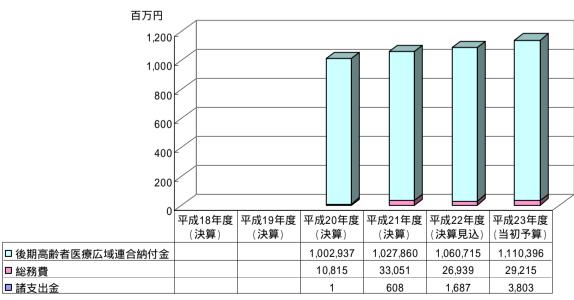
(千円)

介護保険特別会計



(千円)

後期高齢者医療特別会計



(千円)

援 護 関 係

戦没者遺族・戦傷病者援護事務

戦没者の遺族及び戦傷病者に対して、恩給法や戦傷病者・戦没者遺族等援護法に基づき、公務扶助料遺族年金など、戦没者の妻、父母等に対する特別給付金及び特別弔慰金の支給申請の受付、さらに毎年秋には津山市戦没者追悼式を執り行っている。

法外援護事務

行旅人等旅費援助事務

行旅人に対しては、最寄りの市までを限度としての旅費援助等を行っている。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
取扱件数	23 件	33 件	23 件	21 件	15 件

火災見舞い事務

火災による被災者に対しては、全焼2万円、半焼1万円の火災見舞金を支給している。

(なお、火災による死亡者に対しては、弔慰金として5万円を支給)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
00 +0 /4- *h	14件	15件	23件	21件	19件
取扱件数	(内支所2件)	(内支所3件)	(内支所3件)	(内支所1件)	(内支所5件)

災害援護資金貸付

災害救助法適用の災害時においては、被災者に対して最高限度額350万円の災害援 護資金の貸し付けを行っている。

- ・平成10年10月18日台風10号災害 貸付件数 143件 貸付額 20,340万円
- ・平成14年度より償還開始

日本赤十字社関係

日赤岡山県支部津山市地区の事務局として、日赤津山奉仕団と連携し、日赤社費の募集や災害時における義援金等の受付事務を行っている。

(1) 日赤募金状況

`	7 :											
X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
社費募	金状況	14,134,200	14,022,356	13,679,960	13,129,000	12,698,400						

(単位:円)

(2) 日赤社員数

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
社 員	数	15,201人	14,667人	14,363人	13,711人	13,593人

中央会館・福岡会館・公郷会館・加茂中原会館・柳会館・大久保会館

津山市中央会館・津山市福岡会館・津山市公郷会館・津山市加茂中原会館・津山市柳会館・津山市大久保会館は、隣保館として地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行なうことを目的としています。会館の事業としては、人権、生活、福祉、教育等の各種相談事業。健康と人権講演会等の開催による啓発事業。図書閲覧・貸出事業。料理教室、工作教室、健康体操教室、交通安全教室等の教育文化事業。また町内会や子ども会を始め、生け花やカラオケの自主グループ活動、各種の会議や集いの場として利用され、地域の方々に広く活用されています。

津山市中央会館

所 在 地 津山市昭和町1丁目9-3 (昭和42年5月1日開館)

敷地面積 202.58㎡ 建築延面積 246.40㎡ 構造 鉄筋コンクリート 2 階建

電 話 22-8610(FAX兼用)

津山市福岡会館

所 在 地 津山市横山1232-1 (昭和35年6月1日開館)

敷地面積 1,875.00㎡ 建築延面積 349.90㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 22-2828(FAX兼用)

津山市公郷会館

所 在 地 津山市加茂町公郷1604-7(昭和57年4月1日開館)

敷地面積 1.097.00㎡ 建築延面積 263.79㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 42-3269(FAX兼用)

津山市加茂中原会館

所 在 地 津山市加茂町中原87-1 (昭和57年4月1日開館)

敷地面積 2,671.00㎡ 建築延面積 243.44㎡ 構造 鉄筋コンクリート平屋建

電 話 42-3224(FAX兼用)

津山市柳会館

所 在 地 津山市南方中556-2 (昭和56年4月開館)

敷地面積 365.37㎡ 建築延面積 277.64㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建

電 話 57-2474(FAX兼用)

津山市大久保会館

所 在 地 津山市久米川南2902-1 (昭和46年4月1日開館)

敷地面積 585.65㎡ 建築延面積 261.70㎡ 構造 鉄筋コンクリート2階建

電 話 57-2351(FAX兼用)

会館別事業実施回数及び人員

津山市中央会館

事業名	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10+4	回数(回)	5 0	3 0	3 0	4 9	5 7
相談	人員(人)	1 9 0	3 0	3 0	4 9	5 7
啓発	回数(回)	5	5	9	6	8
広報	人員(人)	3 0 0	2 9 0	3 1 0	2 8 1	4 1 1
教養	回数(回)	4 1	4 0	6 7	4 0	4 8
文化	人員(人)	4 1 7	4 1 7	7 5 0	3 3 2	5 1 7
保健衛	回数(回)	2	1 4	2 4	2 4	2 0
生福祉	人員(人)	1 1 0	1 3 6	2 1 9	2 2 4	2 0 4
図書	回数(回)	3 0	4 0	4 0	5 5	3 5
閲覧等	人員(人)	3 0	4 0	4 0	5 5	3 5
会議室	回数(回)	1 2 8	1 7 6	1 6 4	3 3 3	3 4 4
利用	人員(人)	1,399	1,408	2,041	3,008	2,217
^ ±1	回数(回)	2 5 6	3 0 5	3 3 4	5 0 7	5 1 2
合計	人員(人)	2,446	2,321	3,390	3,949	3,441

津山市福岡会館

事業名	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 □ ±//	回数(回)	1 7	5 6	8	2 1	2 2
相談	人員(人)	6 3	5 6	8	2 1	2 2
啓発	回数(回)	5	9	1 1	1 4	2 0
広報	人員(人)	4 1 5	2,390	2,750	3,166	3,133
教養	回数(回)	1 6 6	1 1 7	1 2 5	1 2 2	1 3 0
文化	人員(人)	2,401	1,778	1,801	1,888	1,975
保健衛	回数(回)	1 2	2 2	4 9	9 3	8 3
生福祉	人員(人)	1 6 8	4 6 6	8 3 5	1,222	1 , 1 1 4
図書	回数(回)	1 2 4	1 5 9	171	9 4	1 3 8
閲覧等	人員(人)	1 2 4	1 5 9	171	9 4	1 3 8
会議室	回数(回)	1 1 6	1 4 3	1 1 7	1 4 8	9 8
利用	人員(人)	1,897	2,346	2,100	3,453	1,714
	回数(回)	4 4 0	5 0 6	4 8 1	492	4 9 1
合計	人員(人)	5,068	7,195	7,665	9,844	8,096

津山市公郷会館

	<i>F</i>					
	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業名						
+□ ÷₩	回数(回)	9	1 2	1 0	8	7
相談	人員(人)	9	1 2	1 0	8	7
啓発	回数(回)	1 7	1 4	1 4	1 4	2 5
広報	人員(人)	1,787	1,700	1,700	1,700	1,785
教養	回数(回)	4 7 6	4 0 5	4 0 4	4 8 8	4 5 0
文化	人員(人)	2,867	2,494	2,704	2,394	2,576
保健衛	回数(回)	1	2	5	1 6	6
生福祉	人員(人)	1 0	6 0	1 0 7	203	7 5
図書	回数(回)	2 0	1 5 0	6 0	2 0	5 5
閲覧等	人員(人)	3 2 0	1 5 0	6 0	2 0	5 5
会議室	回数(回)	3 1 5	2 3 1	9	2 0	9
利用	人員(人)	3 2 0	3 4 3	1 3 3	2 1 4	1 2 1
	回数(回)	8 3 8	8 1 4	5 0 2	5 6 6	5 5 2
合計	人員(人)	5,313	4,759	4,714	4,539	4,619

津山市加茂中原会館

	4 112 WH 1/2 11 1					
事業名	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10+4	回数(回)	1 9	2 5	2 5	2 5	2 5
相談	人員(人)	1 9	2 5	2 5	2 5	2 5
啓発	回数(回)	1 7	1 7	1 6	1 5	2 1
広報	人員(人)	1,814	1,816	1,815	1 , 7 4 0	1,798
教養	回数(回)	2 9 1	3 4 5	3 6 0	4 1 8	4 0 5
文化	人員(人)	2,001	2,589	2,592	3,110	3,137
保健衛	回数(回)	2 0	2 0	6	8	8
生福祉	人員(人)	2 7 5	489	1 5 9	1 5 7	1 3 7
図書	回数(回)	5 0	4 5	4 0	5 0	5 0
閲覧等	人員(人)	5 0	4 5	4 0	5 0	5 0
会議室	回数(回)	1 2 2	1 2 1	1 2 9	2 4 3	2 5
利用	人員(人)	2 4 5	473	5 8 3	2,633	4 0 4
△ ±1	回数(回)	5 1 9	5 7 3	5 7 6	7 5 9	5 3 4
合計	人員(人)	4 , 4 0 4	5,437	5,214	7,715	5,551

津山市柳会館

事業名	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10 ±11	回数(回)	2 4	2 1	1 4	8	4
相談	人員(人)	2 4	2 1	1 4	8	4
啓発	回数(回)	7	8	1 1	1 3	1 5
広報	人員(人)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
教養	回数(回)	2 2 9	171	1 6 6	1 3 4	1 0 9
文化	人員(人)	1,882	1,484	1,354	1,208	1 , 1 5 7
保健衛	回数(回)	4	4	5	1 8	3 4
生福祉	人員(人)	5 7	4 3	5 0	5 4	3 6
図書	回数(回)	6 3	1 5	2	2	2
閲覧等	人員(人)	6 3	1 5	2	2	2
会議室	回数(回)	5 3	5 4	6 2	7 6	4 6
利用	人員(人)	482	3 7 2	3 4 8	8 4 1	5 6 5
	回数(回)	3 8 0	273	260	2 5 1	2 1 0
合計	人員(人)	4,908	4,335	4,168	4,513	4,164

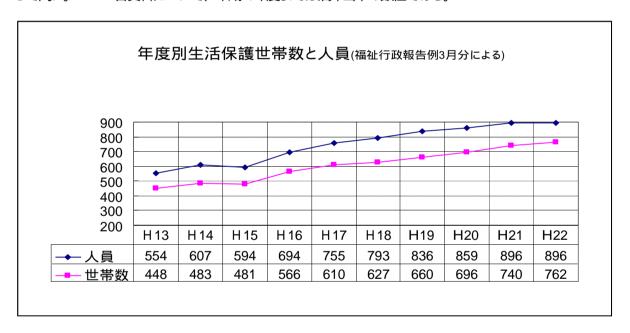
津山市大久保会館

R						
事業名	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10+4	回数(回)	1 1	1 3	9	7	6
相談	人員(人)	1 1	1 3	9	7	6
啓発	回数(回)	1 3	1 3	2 6	3 9	5 3
広報	人員(人)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,350
教養	回数(回)	2 2 9	2 2 9	1 6 3	1 2 9	1 3 7
文化	人員(人)	1,590	1,478	1,488	1,093	1,219
保健衛	回数(回)	4	6	5	9	5
生福祉	人員(人)	7 7	9 0	6 9	5 9	6 1
図書	回数(回)	3 0	3 0	1 5	1 0	8
閲覧等	人員(人)	3 0	3 0	1 5	1 0	8
会議室	回数(回)	4 3	2 0	2 2	2 8	2 7
利用	人員(人)	2 9 6	9 2	1 2 0	2 1 8	2 6 1
	回数(回)	3 3 0	3 1 1	2 4 0	2 2 2	2 3 6
合計	人員(人)	4,404	4,103	4 , 1 0 1	3,787	3,905

生 活 保 護

生活保護おは、憲法第25条の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業および葬祭の8種類の扶助がある。その費用は国が75%、市が25%を負担している。保護の基準は厚生労働大臣が定めるが、年齢、世帯構成および地域により異なっており、津山市における標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)の平成21度の最低生活費基準額は、生活費が136,350円、住宅費が40,000円(上限)の合言1176,350円である。

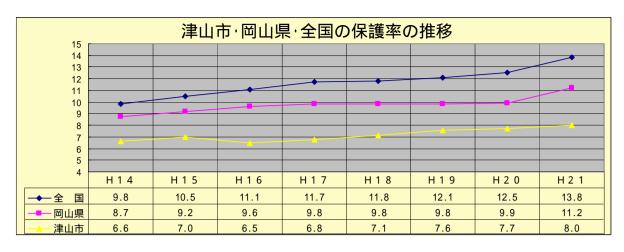
津山市における保護率は、昭和45年度14.4%。昭和50年度14.2%と二度のピーク以降は、毎年度下降を続け、平成7年度から10年度までは4%台を推移していたが、平成11年以降、相次く医療保険制度改革による本人負担増、介護保険制度の開始など社会保障の制度改革があり、保護率は毎年増加を続けており、平成20年度後半から世界的大不況のあおりを受けて、雇用状況が急激に悪化し平成22年度の平均保護率は8.13%となっている。また、医療扶助が扶助費全体の5割を占めており、医療扶助の比重は依然として高い。 各資料について、平成15年度までは日津山市の数値である。



扶助別保護費の推移

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活扶助	(28.7%)	(26.1%)	(26.4%)	(31.0%)
土力抗力	373,993	386,801	414,792	433,598
住宅扶助	(7.3%)	(6.6%)	(6.8%)	(8.6%)
注七次助	94,925	98,654	107,290	119,641
医療扶助	(50.2%)	(53.1%)	(52.8%)	(57.2%)
	669,078	786,247	829,885	799 , 862
その他の扶助	(3.5%)	(3.1%)	(3.1%)	(3.3%)
(CO)[EO)(A)	41,535	40,768	47,979	45,515
合計	1,179,531	1,312,470	1,399,946	1,398,616
対前年比	94.4%	111.3%	106.7%	99.1%



県下都市保護率(平成22年10月)

			73% 22 4 10 /7)
	区分	•	保護率(‰)
畄	Щ	市	17.0
倉	敷	市	14.0
津	Щ	市	8.1
玉	野	市	11.2
笠	畄	市	7.3
井	原	市	5.5
総	社	市	6.9
高	梁	市	8.3
新	見	市	7.8
備	前	市	5.4
瀬	戸 内	市	4.3
赤	磐	市	3.8
真	庭	市	5.9
美	作	市	9.1
浅		市	3.2
都	市	部	12.7
郡		部	6.9
県	全	体	12.4

保護率=(被保護人員÷人口)×1,000

津山市の保護財治理由別世帯数 (平成22年度)

(TIX42 TIQ)					
45					
1					
18					
24					
49					
9					
7					
153					

全国保護率の状況(平成22年10月)

区分	保護率(‰)
全 国	15.4
最高(大阪府)	32.4
最低(富山県)	3.0

全国平均の保護順向

年	度	保護率(‰)
平成 1	0 年度	7.5
平成 1	1 年度	7.9
平成 1	2 年度	8.4
平成 1	3 年度	9.0
平成 1	4 年度	9.8
平成 1	5 年度	10.5
平成 1	6 年度	11.1
平成 1	7 年度	11.7
平成 1	8 年度	11.8
平成 1	9 年度	12.1
平成 2	0 年度	12.5
平成 2	1 年度	13.8

津山市の保護廃止理由別世帯数 (平成22年度)

(
傷病治癒	4
収入の増加	36
死亡・失踪	29
引き取り扶養・働き手の転入	3
施設入所	6
その他	45
他管内へ転出	8
計	131

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に被保護者の自立更生、低所得世帯の援護や指導、福祉関係機関の協力を責務としている。同時に、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員に充てられたものとされ、児童福祉の分野においても重要な役割を果たしている。平成6年からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度が設けられ、特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割をもっています。

津山市では現在258名の民生委員・児童委員と、25名の主任児童委員が厚生労働大臣の委嘱を受けており、その活動状況は次のとおりである。

民生委員・児童委員の活動状況

(平成22年度 単位:件)

内 容 別 相 談・支 援 件 数					
X	分	件数	X	分	件数
在宅福祉		1,079	介護保険		654
健康・保健医療		793	子育て・母子保健		103
子どもの地域生活		1,718	子どもの教育・学校	交生活	660
生活費		282	年金・保険		72
仕事		117	家族関係		462
住居		194	生活環境		633
日常的な支援		3,563	その他		1,892
	分 野	別相談	・支 援 件 数		
X	分	件数	X	分	件数
高齢者に関すること		6,333	障害者に関すること		845
子どもに関すること		2,890	その他		2,154
		計			12,222

調査・実態把握 6,745件 民児協運営・研修 5,359件 証明事務 326件 訪問回数 22,835回 活動日数 30,294日 主任児童委員活動1,213日 行事・事業・会議への参加協力 6,586件 連絡調整回数 11,685回 地域福祉活動・自主活動 9,193件 要保護児童の発見の通告・仲介 263件

民生委員・児童委員協議会の組織

津山市の民生委員・児童委員は、13地区に分かれて活動しているが、各地区ごとに会長 1名、副会長2名をおいて、その運営にあたっている。

津山市民生児童委員連合協議会は、13地区が連合することで構成され、地区民生児童委員協議会の代表者(会長・副会長)をもって運営されている。また、協議会の内部組織として主任児童部会を設置し、民生委員・児童委員との連携及び各地区主任児童委員の相互交流、連絡調整等をおこない、主任児童委員活動の推進を図っている。

身体障害者(児)福祉

身体に障害がある人(児童)が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、身体に障害がある人(児童)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

身体障害者手帳交付状況

(年度末現在・単位:人)

区	分	H 18 年度	H 19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
	18歳未満	6	6	7	7	6
視覚障害	18歳以上	373	358	346	334	328
	計	379	364	353	341	334
# #	18歳未満	8	8	9	9	10
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	18歳以上	382	390	380	371	364
1成形 学 古	計	390	398	389	380	374
* * * *	18歳未満	0	0	0	0	0
音声言語機能障害	18歳以上	39	36	37	35	40
1成 比 坪 古	計	39	36	37	35	40
	18歳未満	35	38	34	39	36
肢体不自由	18歳以上	2,621	2,606	2,654	2,583	2,573
	計	2,656	2,644	2,688	2,622	2,609
	18歳未満	9	10	8	10	10
内部障害	18歳以上	1,289	1,283	1,283	1,308	1,301
	計	1,298	1,293	1,291	1,318	1,311
	18歳未満	58	62	57	65	62
計	18歳以上	4,704	4,673	4,610	4,631	4,606
	計	4,762	4,735	4,667	4,696	4,668

身体障害者(児) 障害福祉サービス

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 療養介護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練(機能訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助

旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療養介護支援 旧身体障害者授産施設支援

施設別利用状況

(22年度末現在)

	1	
施 設 名	種別	入所人数
みすず荘	生活介護、施設入所支援	25人
あすなろ園	生活介護、施設入所支援	3 2 人
さやかなる苑	生活介護、施設入所支援	6人
大佐荘	生活介護、施設入所支援	6人
旭川荘竜ノ口寮	生活介護、施設入所支援	1人
さくら苑	生活介護、施設入所支援	1人
のぞみ寮	生活介護、施設入所支援	2人
±#□ ね+ /	生活介護、施設入所支援、	4 1
吉備ワークホーム	就労継続支援B型	1人
吉備の里	身体障害者入所授産施設	1人
どんぐりぽちゃぽちゃ	生活介護、就労継続支援B型	6人
トラストワークス	就労継続支援B型	1人
自立支援センターであい工房母恵夢	就労継続支援B型	6人
セルプ弥生	就労継続支援B型	16人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	5人
ふれんず北園	就労継続支援B型	7人
千種川リハビリテーションセンター	生活介護、施設入所支援	1人
計		117人

年度別施設利用状況

(年度末現在)

	年	度	H 1 8 年度	H 1 9 年度	H 2 0 年度	H 2 1年度	H 2 2 年度
入	所	者 数	9 5人	9 2人	108人	113人	117人

身体障害者補装具交付・修理給付制度

身体上の障害を補うための用具の交付及び修理を行い、障害者の自立支援を図る。

身体障害者補装具交付・修理給付状況(年度末現在・単位:件)

<u> </u>					数	
X	分	H18年度	H 19 年度	H20 年度	H21年度	H22年度
2 半 11 赤 12 2	交付	2 3	3 0	3 0	3 2	3 3
補聴器	修理	1 6	1 5	1 5	1 3	1 4
羊 叶	交付	1 5	6	1 4	5	3
義 肢	修理	1 1	3	4	8	5
/ ± ₽	交付	2 8	2 8	1 3	2 6	1 8
装 具	修理	6	1 0	1 2	1 3	6
古せて	交付	2 0	1 1	1 1	1 9	2 0
車椅子	修理	3 2	2 8	3 7	4 3	3 5
ストマ	交付	5 2 8	日常生活用具へ			
スの出	交付	5 4	1 4	2 9	1 5	1 8
その他	修理	2 2	5	2 2	1	2
±⊥	交付	6 6 8	1 0 1	9 7	9 7	9 2
計	修理	8 7	8 4	9 0	7 8	6 2
合	計	7 5 5	1 8 5	1 8 7	175	154

費用負担 本人または扶養義務者の一定以上の所得がある場合、原則 1 割負担(世帯の所得状況に応じて限度額を設定)(H18 年 10 月から)

重度身体障害者(児)日常生活用具給付・貸与状況

在宅障害者に対し日常生活がより円滑に行われるように必要に応じて給付・貸与される。

年度別利用状況 (年度末現在単位:件)

	X		分		H 18 年度	H 19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
特	殊	5	葠	台	6	2	1	2	4
電	磁	調	理	器	3	0	0	1	1
視 ポ	覚			用	2	3	1	1	3
障	害者月	用 通	信 装	置	8	5	4	3	4
盲	人	用	時	計	6	1	3	2	1
ス		٢		マ	5 2 9	1,001	1,186	1,486	1,508
そ		の		他	6 6 5	1 8 1	190	202	266

ストマ用装具・紙おむつ等が補装具より移行になったもの。(H18年10月より)

身体障害児補装具交付・修理給付制度

在宅の身体障害児に対し、身体上の障害を補うための用具を給付・貸与する。

年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年	度	H18年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
件	数	4 5件	2 5件	20件	20件	19件

障害者移動支援事業

重度障害者(児)がタクシー、バスを利用する場合、あるいは本人または家族の所有の 自家用自動車に給油する場合にその料金の一部を助成することにより、重度障害者の社会 参加を促進し福祉の向上を図る。

年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年	度	H18年度	H19年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
タクシ-	- 券	506件	497件	493件	5 5 9件	5 4 7件
給 油	券	498件	5 1 2 件	5 4 8件	5 6 8件	5 7 7件
バス	券	10件	10件	8件	15件	15件

身体障害者運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体障害者が免許取得で就労や社会参加などが見込まれる場合はその取得費を、また本人が車を所有し、かつ運転する場合は自動車の改造に要した費用を助成する。

年 度 別 利 用 状 況

(年度末現在)

年	度	H18年度	H19年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
免 許	取得	2件	0件	1件	0件	1件
改	造	8件	3件	5件	1件	1件

技能ボランティア育成事業

手話通訳 (入門・基礎)・要約筆記・朗読・点字などの技能を必要とするボランティアの 育成のために教室を開講している。

福祉バス「さくら号」貸出事業

市内の障害関係団体、施設などで利用があり、社会活動への参加を促進するため23人乗り(座席15席と補助席6シート・車いす2台固定式)のバスを貸出する。

福祉タクシー

身体障害者や寝たきり高齢者が車いすまたは担架のまま乗車できるタクシーを運行依頼 している。

難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等で日常生活を営むのに支障のある在宅の方を対象に次のサービスを行っている。(平成9年度事業開始)

ホームヘルパーの派遣

病院を利用した短期入所(ショートスティ)

便器や電動ベッドなどの日常生活用具の給付

ただし事業開始以降、利用申請はなし。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者で手話通訳・要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。 手話通訳者派遣 132件

手話通訳者設置事業

社会福祉事務所の窓口に手話通訳者を配置し、聴覚障害者の方々の通訳や各種相談に応じている。

発声教室

疾病により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人を対象に、食道発声法などにより発声能力の回復を図る。

身体障害者等住宅改造助成 (18年度で県補助制度廃止)

肢体不自由 1 級・2 級の手帳所持者の世帯で、その障害のために必要な住宅改造費を助成する。

ただし、新築や増築は補助対象とならない。

	十	利用从	<i>i</i> 兀	<u>(</u>
年 度	H15 年度	H16 年度	H17年度	H18年度
利用件数	2件	2件	4 件	4件
助成額合計	425,000 円	381,000 円	1,087,000 円	776,000 円

小規模通所授産施設事業

名 称	所 在 地	定員	開 設 年
小規模通所授産施設	海山士市新町 6	1047	U44 O 4
ワークショップ津山	津山市東新町 6	19名	H14.9.1

地域福祉作業所支援事業

在宅の心身障害者に対し通所による授産の場を設け、自活に必要な作業や生活訓練を行い、社会的自立につとめ、生きがいと社会参加の促進を図っている。

(平成5年度から実施)

名	称	所	在	地	定	員	開 設	年
かけはし作業所		津山市加茂	町小中	原 143	7	名	H元.6.	1

じゃがいも仲間	津山市小田中676-1	9名	H16. 4. 1	
作業所きぼう	津山市久米川南 1316 - 1	20名	H18. 4. 1	

心身障害者医療費助成事業

重度の障害のある方に、心身障害者医療受給資格証を発行する。

病院などで診察を受ける場合に、この資格証と健康保険証を提示することで、保険 診療分の自己負担額が一部のみの負担となる。(県内で受診する場合)県外で受診の 場合は、後日、保険診療分の自己負担額の一部以外が払い戻しとなる。

年度別資格者数及び利用状況

(年度末現在)

年	度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
身体區	章害者	1,947 人	1,791 人	1,679 人	1,635 人	1,503 人
知的	章害者	229 人	226 人	261 人	180 人	169 人
受 診	件数	31,284 件	57,225 件	32,778 件	31,148 件	30,872 件

特別障害者手当

身体障害者手帳1級又は2級程度以上の異なる障害が重複している人、これらの障害と 日常生活での動作及び行動が困難であり常時特別の介護を必要とする精神の障害(最重度 の知的障害含む)が重複している20歳以上の人に支給される。

支給額 月額 26,440円

なお、施設入所者、障害者が病院又は診療所に継続して3月を超えて収容されるに至ったとき、本人及び扶養義務者の所得か一定の額を超えているときは支給されない。

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

年	度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
受 給	者 数	103人	102人	102人	103人	109人

障害児福祉手当

身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Aのうち最重度等の20歳未満の児童で 日常生活において常時介護を必要とする人に支給される。

支給額 月額 14,330円

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

年 度	H18年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22年度
受 給 者 数	36(10)	37(10)	35人(7)	39人(7)	37人(7)

()の数値は経過措置者数

津山市重度障害者特別給付金

市内に居住する重度障害者で、昭和57年1月1日に20歳に達した外国人等で同日前に重度障害者であった人達で公的年金制度に加入できず、障害基礎年金等の受給資格のない人に支給される。

支給額 年額 300,000円

年 度 別 支 給 状 況

年 度	H18年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
受給者数	1人	1人	0人	0人	0人

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳の1・2・3と4級の一部、知的の障害の重度・中度の20歳未満の児童を養育している人に支給される。(診断書が必要な場合がある。) ただし、障害児が厚生年金保険法に規定する障害年金等廃疾を支給事由とする年金給付を受けることができるとき又は収容施設に入所しているとき、及び看護する人の前年所得か一定の額以上であるときは支給されない。

支給額障害児(2級)33,670円/月受給者72人重度障害児(1級)50,550円/月受給者66人

心身障害者扶養共済制度

知的障害者(児)、3級以上の身体障害者(児)及びこれらと同程度の障害を有する者を 扶養する保護者が加入し、毎月掛金を県に納付し、保護者の死亡(廃疾)後残された障害 者(児)に月額20,000円(身体障害者手帳1~2級、又は療育手帳「A」の所持障害 者は30,000円)の年金を支給する。

保護者の月額掛金は本人の年齢によって異なり付加制度かあり2口まで加入することができる。

年 度 別 加 入・支 給 状 況

(年度末現在)

年	度	H18年度	H19年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
加入	者 数	96人	85人	7 9人	75人	75人
受 給	者 数	4 1人	45人	5 0人	5 4人	5 4人

知的障害者(児)福祉

知的に障害のある人(児童)が住み慣れた地域で日常生活が送れるように、知的に障害のある人(児童)の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助し、必要に応じて保護し、福祉の推進をしている。

療育手帳の交付状況

手 帳 交 付 件 数

(年度末現在)

年 度	H18 年度	H19年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
療育A	264人	267人	255人	2 5 7人	252人
療育B	468人	480人	460人	492人	507人
合 計	732人	747人	715人	749人	759人

知的障害者(児)障害福祉サービス

居宅介護

重度訪問介護

行動援護

療養介護

生活介護

児童デイサービス

短期入所

重度障害者等包括支援

共同生活介護

施設入所支援

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

共同生活援助

旧知的障害者更生施設支援

旧知的障害者授産施設支援

施設別利用状況

(22年度末現在)

施設名	種別	利用人員
	生活介護・施設入所支援	
津山ひかり学園ひかりの杜	自立訓練(生活訓練)・就労移行支援	2 1人
津山ひかり学園ひかりの丘	就労移行支援・就労継続支援B型	2 8人
ひかり学園さつきの丘	生活介護・施設入所支援	14人
津山みのり学園(ココロみのり)	生活介護・施設入所支援	4 1人
津山みのり学園(セルプみのり)	施設入所支援・就労移行支援・	5 4人
	就労継続支援B型・生活介護	
ひゅうまん	生活介護、施設入所支援	2人
神郷の園	生活介護・施設入所支援	4人
開成の園	知的障害者更生施設	2 0人
ワ - クショップ開成	自立訓練・就労継続支援B型	9人
	施設入所支援	
吉備路学園	知的障害者更生施設	1人
ぽれぽれ	生活介護・施設入所支援	4人
健康の森学園	就労移行支援・自立訓練・施設入所支援	2人
セルプ弥生	身体障害者授産施設 (相互利用)	8人
たかはし松風寮	生活介護・就労移行支援・施設入所支援	1人
きずなワーク	就労移行支援	9人
吉備の里なでしこ	就労移行支援・施設入所支援	5人
吉備の里ひなぎく	就労継続支援B型	1人
吉備の里つばき寮	宿泊型自立訓練	1人
ワークスひるぜん	就労継続支援B型・生活介護	2人
岡星寮	知的障害者更生施設	1人
蒜山慶光園	生活介護・施設入所支援	1人
コスモスの園	生活介護・施設入所支援	1人
こだま園	知的障害者授産施設 (入所施設)	1人
いづみ寮地域生活ホーム	生活介護・施設入所支援	1人
さくらワークヒルズ	就労継続支援B型	10人
デイセンターまにわ	生活介護・施設入所支援	1人
就労支援センターきんかえも	就労継続支援B型	14人
トラストワークス	就労継続支援B型	9人
ふれんず北園	就労継続支援B型	6人
自立支援センターであい工房	就労継続支援B型	7人
母恵夢		

どんぐり工房	就労継続支援B型・生活介護	9人
サポートセンター・ウィズ	就労継続支援B型	3人
ホワイト	就労継続支援B型	1人
みずず荘	生活介護・施設入所支援	2人
	計	294人

年 度 別 施 設 利 用 状 況 (年度末現在)

年	度	H 1 8 年度	H 1 9 年度	H 2 0 年度	H 2 1年度	H 2 2年度
利用	者 数	226人	2 4 5人	249人	276人	294人

精神障害者福祉

精神に障害のある人が、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要な援助を行ない、福祉の推進をしている。

精神障害者の状況

(平成23年3月31日現在)

					年 鯸	別「	为 訳		
X	人 数 分	総数	2 0 歳 未 満	20歳~30歳未満	30歳~40歳未満	40歳~50歳未満	50歳~60歳未満	60歳~70歳未満	7 0 歳 以 上
海 六	1 級	72	1	2	7	12	12	21	17
祉付	2 級	307	5	25	50	66	75	70	16
福 祉 手 帳 数	3 級	67	1	1	13	20	14	16	2
	計	446	7	28	70	98	101	107	35
	症状性を含む器質性精神障害	34	0	1	3	3	2	20	5
	精神作用物質使用による精神 及び行動の障害	52	0	1	8	7	14	20	2
	統合失調症、統合失調症型障 害及び妄想性障害	506	2	41	85	105	113	130	30
	気分障害	284	0	19	56	56	75	64	14
	神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害	126	5	23	45	27	10	13	3
自立支援医療【特受給者数	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	3	0	2	1	0	0	0	0
接受医给	成人の人格及び行動の障害	6	0	2	2	0	1	1	0
想 【精神】 神	精神遅滞	41	3	4	12	6	7	9	0
神	心理的発達の障害	71	57	6	5	3	0	0	0
	小児期及び青年期に通常発症 する行動及び情緒の障害	13	12	1	0	0	0	0	0
	てんかん	72	12	11	13	12	11	9	4
	その他の精神障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不明	1	0	0	1	0	0	0	0
	計	1209	91	111	231	219	233	266	58

精神障害者共同作業所支援事業

精神障害者回復途上者の社会適応訓練の場の確保と社会復帰の促進を図るため、生活訓練や作業を行ったり、仲間づくりを行っている。

名 称	所 在 地	定員	開 設 年
しらうめの会共同作業所	津山市椿高下	25名	S 63. 4. 1
久米共同作業所ふれんど	津山市中北下1300	15名	H10. 1. 1

精神障害者障害福祉サービス

居宅介護

生活介護

共同生活介護 (ケアホーム)

就労継続支援(A型.B型)

共同生活援助 (グループホーム)

人にやさしいまちづくり条例

子どもから高齢者まで、すべての人が一人の人間として尊重され、社会を構成する一員として自立し、住み慣れた地域で共に支えあい、生きがいを持ちながら安心して生活することができる「バリアフリー社会の実現」を市民総参加で推進しようとする条例です。

条例の基本方針

「心のバリアフリー」の推進

「情報のバリアフリー」の推進

「物のバリアフリー」の推進

「地域社会での連帯形成」の推進

条例の特徴

条例の制定・施行時期

市・市民及び事業者の役割を明らかにしていること まちづくりに関する施策の基本となる事項及び都市施設等の整備につい ての必要事項を定めていること

平成 12年 12月 条例制定

平成 13年 4月 ソフト面施行 平成 14年 4月よりハード面施行(全面施行) 高齢者、障害者等への理解を 深め、思いやりの心をもって取り 組むために 啓発活動 教育・学習機会の提供 ボランティア活動 市 民 事業者 理解を深め、市の施策へ協力 ・市の施策へ協力 バリアフリー化された 所有・管理する施設のバリ 施設の利用をさまたげない みんな の 役割 物の 情報の 市 ・施策を計画的に推進 市施設のバリアフリー化 誰もが利用しやすいまちづくりを 進めるために 高安全で快適な生活に必要な 情報がいつでも利用できるように 都市施設の整備 情報提供 交通環境、公共車両等、 相談・アドバイス 公共工作物、住宅等の整備 コミュニケーション手段の確保 *********

平成14年度 実施事業

啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催(1回)
- ・バリアフリー適合証の交付(9件)

推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(2回開催)
- ・まちづくり推進委員会の開催(2回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

本庁舎
車いす用駐車場の整備並びに正面玄関までの屋根設置

西側出入口の自動ドア設置

東側トイレ(地階~6階)の腰掛式便器及び手すり設置

1階多目的トイレの整備

鶴山公園 切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置

厩堀トイレの改修

三の丸トイレ多目的(車いす、幼児、おむつ交換台)トイレの増乳

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金 補助適用対象区域の拡大(全市域)(利用2件)

- ・公共施設整備検討会の新設(新規)(2回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議の開始(都市計画課への委託事業)

平成15年度 実施事業

啓発活動

- ・心のバリアフリー体験会の開催(1回)
- ・バリアフリー適合証の交付(9件)

推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(1回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

東庁舎 点字ブロック設置、トイレ改修

鶴山公園 切符売り場前トイレ段差解消並びに腰掛式便器及び手すり設置

神南備園 身障用駐車場に上屋を設置

中央児童館 多目的トイレ設置、玄関段差解消、自動ドア設置

中央会館 トイレ改修、玄関階段に手すり設置

福岡会館 トイレ改修

・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金 補助適用対象区域の拡大(全市域)(利用0件)

- ・公共施設整備検討会の開催(1回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(都市計画課への委託事業)

平成16年度 実施事業

啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(3件)
- ・バリアフリーマップの作成
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

推進事業

- ・まちづくり推進協議会の開催(1回開催)
- ・市有施設バリアフリー化整備事業

津山総合文化センター・・・トイレの改修、点字ブロックの改修

中央公園噴水側トイレ・・器具の改修・移設、周辺の舗装

知新館・・・・・・・・・・・・階段に手すり設置

鶴山塾・・・・・・トイレの改修

山下児童公園・・・・・北入口の段差解消、南側入口からトイレまでの舗装

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(1件)
- ・公共施設整備検討会(1回)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成17年度 実施事業

啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(8件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(2件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成18年度 実施事業

啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(9件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用0件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成19年度 実施事業

啓発活動

- ・バリアフリー適合証の交付(10件)
- ・バリアフリーマップのホームページへの記載

推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用1件)
- 特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成20年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(1件)

推進事業

- ・民間都市施設バリアフリー化整備事業費補助金(利用2件)
- ・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成21年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(4件)

推進事業

・特定都市施設新築等における届出・協議(建築住宅課への委託事業)

平成22年度 実施事業

啓発活動

・バリアフリー適合証の交付(17件)

障害者福祉センター神南備園

1.設置の目的

在宅障害者の社会生活への適応や生きがいを高め、自立や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的に設置された。

2.年度別利用者状況

(人)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基2	本事業	2,936	3,275	1,743	1,861	2,211
内	障害者デイサービス	1,702	1,720	1,743	1,861	2,211
訳	児童デイサービス	1,234	1,555			
入消	谷サービス	835	721	661	654	1,001
生活	舌支援事業	418	533	348	793	1,032
障害	售支援相談	20	11	1	1	3
貸蝕	官事業	4,095	4,482	3,786	3,128	3,454
巡回	回更生相談	193	187	178	166	156

^{*} 機構改革により、平成20年度から療育関係事業が所管外となった。

3.地域活動支援センター 型事業

目 的:障害者の自立の促進、生活の質の向上などを図るため、必要に応じて創作的活動、 入浴サービス、社会適応訓練等のサービスを提供する。

対象者:満65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳保持者又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者で、利用を希望し津山市地域生活支援事業の支給決定を受けている方

内 容

	事業名		曜日・時間	内容
	パソ	コン	月曜日	講師の指導により、パソコンを通して
	教	室	13:00 ~ 15:00	社会参加を図る。
	健康	体操	火曜日・木曜日	身体障害者スポーツ指導員による体操・
創	教	室	10:00 ~ 12:00	レクリエーション等を行う。
作的	学と	į IJ	水曜日	生活リハビリ・勉強会等を行います(期間限定)。
活動	教	室	10:00 ~ 11:30	王冶りハこり・泡強去寺を刊いより(期間限足)。
動			月曜日・金曜日	
	交	流	10:00 ~ 12:00	利用者自らの企画により、利用者同士での
	教	室	水曜日	交流を図る。
			13:00 ~ 15:00	

	陶	芸	金曜日	陶芸家の指導により、様々な作品に挑戦する。				
	教	室	13:00 ~ 15:00	両云豕の拍導により、様々な計品に挑戦する。				
				自宅での入浴が困難な方に、特殊浴槽(車いすの				
λ	※++ - □	ブフ	月曜日~金曜日	まま入浴できる浴槽など)を使用した介護入浴を				
	入浴サービス		9:00~16:00			実施する。また、家族及び介護者に介護方法の		
				指導を行う。				
详	:m++ - 1	ブフ		上記サービスについて、希望者にリフト付き				
	送迎サービス			ワゴン車等で送迎を行う。				
	健康埃i	首	月曜日~金曜日	保健師が、健康についての相談に応じる。				
	健康指導		9:00 ~ 16:30	体性的が、性体についての相談に心しる。				

^{*}平成21年4月から地域活動支援センター型事業に移行。

4.相談支援

目 的:在宅障害者の地域における生活を支援するため、情報提供やサービス調整を行う。

内 容

事業名	曜日・時間	内容
一般相談	月曜日~金曜日	保健師等が相談を受ける。
	(休館日は除く)	事前に電話で予約をする。
ピアカウンセラー	毎週木曜日	障害者自身がカウンセラーとなり、社会生活上の
による相談	(休館日は除く)	心構えや生活能力取得の個別的な相談を受ける。
障害支援相談	第1・3木曜日	整形医師・精神科医師・理学療法士・作業療法士等
俾舌又抜怕 談	(午後の予約時間)	による相談指導を行う。事前に予約が必要。

5.貸館事業

目 的:障害者の自立の促進や生活の質の向上などを図るため、活動の場を提供する。

対象者:津山市在住の障害者・障害者関係福祉団体・障害者関係ボランティア団体

高 齢 者 福 祉

平成12年4月から介護保険制度がスタートし、高齢者に対する各種の施策が介護保険サービスとして行われるようになり、介護が必要な方は介護保険の利用、要介護認定で自立判定となった方は介護予防、の考えを基本とした高齢者福祉対策として支援を行ってきた。しかし、平成18年4月の介護保険制度の大幅な見直しにより、介護予防に主眼を置いた介護保険サービスとなり、介護認定を受けておられない高齢者に対しても、介護予防を目的として介護保険制度の中で対応することとなった。今後の高齢者福祉対策として、平成21年度から平成23年度までの高齢者保健福祉計画を基本に、高齢者が住み慣れた地域社会で家族や近隣の人々とのふれあいや見守りの中、健康で安らぎのある日常生活を送れるよう在宅支援事業を中心とした取り組みを行う。

在宅福祉施策

生活管理指導員 (ホームヘルパー) の派遣制度

おおむね65歳以上の高齢者に対して日常生活上の援助を行い、高齢者ができる限り自立した 生活ができるよう支援・指導することを目的としている。なお、介護保険該当者、住民税課税 世帯は利用できない。

(1) 支援内容 家事援助・相談助言に関すること

(2) 費用負担基準

¥II		п±	88		利	用	者	負	担	額	
利	用	時	間	所要時間 1 時間未満				所要時間1時間以上			
	昼間									375円	
(午	(午前8時~午後6時)				250円					500円	

生活保護世帯(単給を含む。)は、利用者負担額は0円

利用時間は、基本的に1時間/週

年度別利用状況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用	者 数	70 人	32 人	20 人	22 人	13 人
延べ	人員	1,727 人	994 人	783 人	664 人	461 人
延べ	時 間	1,776 h	994 h	783 h	664.5 h	461 h

ショートステイ事業

居宅での見守りが困難となった場合に、住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に特別 養護老人ホ - ム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防するなど、 高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

保護の期間 原則として年10日以内

費 用 1人1日当り 1,720円 (生活保護世帯については無料)

実施施設 日本原荘 (新野東1797)、鶯園 (瓜生原 337-1)

ケアハウス北辰 (林田1664)

年度別利用状況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ	人員	0 人	3 人	4 人	6 人	3 人
延べ	日 数	0 日	26 日	29 日	43 日	26 日

食の自立支援事業

一人暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で住民税非課税世帯の方たちへ、食生活の改善・ 見守り目的で昼食を配達し、孤独感を取り除いて生きがいのある生活と福祉の向上を図る。

利 用 料 1 食 400円

利用日 月~金曜日の5日以内

年度別利用状況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用	者 数	288 人	196 人	171 人	138 人	109 人
延べ酉	己食数	22,603 食	18,392 食	11,655 食	13,400 食	10,773 食

日常生活用具給付貸与事業

要援護高齢者に対し、少しでも在宅生活が容易にできるよう支援する。緊急通報装置については、近年独居高齢者が増加している中で、高齢者や家族の関心も高く必要性が高まっている。

年度別給付(貸与)状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
腰掛便座	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
緊急通報装置	62	36	45	39	37	
步行支援用具	49	24	23	20	24	
入浴補助用具	2	1	3	1	5	
電磁調理器	5	4	1	12	5	
眼 鏡	2	2	0			
手 押 車	23	40	42	63	49	
火災報知機					79	
合 計	143	107	114	135	199	

介護用品支給事業

要介護度4~5で住民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族に対して、月額6,250円 以内の介護用品を支給する。

支給するもの 紙おむつ・尿取リパット

年度別利用状況

区分	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	61 名	54名	72名	90名	99名

家族介護慰労金支給事業

要介護度4~5で過去1年間介護保険サービスを利用せず、また、通算して病院、施設などへの入所が3ヶ月未満の低所得の高齢者を介護している住民税非課税世帯に属する家族に対して、主介護者に支給する。

年度別支給状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
支給件数	4 件	4 件	6 件	5 件	5 件	

住宅改造助成事業

介護を必要とする在宅高齢者の居住環境の向上と介護者の負担の軽減を図るために行う住宅の改造について、経費の一部を助成する。

年度別利用状況

X :	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要介護度3~5		3 件	4 件	4 件	8 件	8 件
要介護1 及び要支		28 件	16 件	20 件	20 件	22 件
合	計	31 件	20 件	24 件	28 件	30 件

高齢者虐待対策事業

「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待を防止し、高齢者及び養護者の支援を行う。

のべ対応件数 319 件 (平成22年度現在延べ件数)

年度別虐待認定件数

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成 22 年度
養護者等による虐待	36 件	46 件	33件	
養介護施設従事者等による虐待	1 件	0 件	0 件	0 件
合 計	37 件	46 件	40 件	33 件

施設福祉施策

老人ホ - ム

自宅で生活を続けていくことが困難な高齢者を老人ホ - ムに入所していただいて、生活全般のお世話をする。

養護老人ホ-ム 日常生活はどうにか自分でできても、-人暮らしで身寄りがないか、家庭の事情で家族と同居できない高齢者に家庭にかわって生活していただくための施設である。

おおむね65歳以上の高齢者で、身体上、精神上、環境上の理由と経済的理由により、家庭での生活ができない方が対象になる。(所得税や市民税の所得割が課税されていない世帯に限る。)

費用は、本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況に応じて費用の 負担をする。

年度別施設入所状況 (各年4月1日現在)

区分	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	
養護老人ホーム	143人	144人	147人	137人	133人	

養護老人ホーム入所状況(平成23年4月1日現在)

	27 C 7 T 7 C 7 T 7 T 7 T 7 T 7 T 7 T 7 T													
老人	老人ホーム名			員	入所都	旨数	老人ホーム名			定	員	入所者	首数	
ح	きわ	園	80	名	51	人	玉	村	公	悥	60	名	2 <i>)</i>	
かがみの園			50	名	24	人	鶴	Ä]	荘	50	名	5 人	
塩	手	荘	60	名	22	人	長	差	Ě	荘	100	名	1 /	
作	東	寮	60	名	3 /	ا	ゎ	さぶ	きぶ	苑	60	名	2 /	
静	静 香 園		60	名	21 .	人	蕃	L	Ц	荘	60	名	1 /	
Ξ	三篠園		80	名	1 ,	λ	合			計	720	名	133	人

高齢者生活福祉センター

久米高齢者福祉センター「やすらぎの丘」の居住部門は、家族の支援を受けることが困難で、 在宅生活に不安がある高齢者の生活の場として機能している。

年度別施設利用状況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者	数	10 人	27 人	14 人	14 人	14 人
延べ利用者数		3,254 人	2,938 人	2,488 人	2,074 人	1,943 人

福祉関係温泉施設

阿波保健センター・浴室棟(あば温泉)

所在地 津山市阿波 1198 開館年月 平成 12 年 5 月

施設内容・大浴場・露天風呂・サウナ・機能回復訓練浴室

利用料金

	1 回	11 回券	23 回券	35 回券	50 回券
70 歳以上	300 円				
中学生以上 70 歳未満	500 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
小学生	200 円				

小学校就学前の者は、無料とする。

年度別施設利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	50,624 人	50,950 人	48,243人	50,689人	51,885人
利用料収入	17,064,230円	18,251,370円	17,668,620円	17,105,170円	17,489,140円

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」

所在地 津山市加茂町小中原143

開館年月 平成14年4月

施設内容 会議室・和室・ビリヤード室・温泉施設・ラウンジ

利用料金

市内	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	150 円	1,500 円			
中学生以上	300 円	3,000 円	6,000 円	9,000円	12,000 円
市外	1 回	12 回券	25 回券	40 回券	60 回券
3 歳以上小学生以下	250 円	2,500 円			
中学生以上	500 円	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

年度別施設利用状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	77,746 人	74,581 人	74,390人	73,632人	68,108人
		20,000,750円	20,143,300円	18,700,300円	16,951,100円

健康老人施策

老人クラブの活動

『仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり』活動に自主的、主体的に取り組み、他方では、地 域の特性を生かした魅力ある地域社会の創造に向けて、行政や他団体と連携し地域福祉の推進 に努めている。

老人クラブ及び会員数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
クラブ数	215 クラブ	213 クラブ	213 クラブ	212 クラブ	205 クラブ
会 員 数	10,640人	10,494人	10,501 人	10,535人	10,190人

(社)津山市シルバー人材センター

急速に進行している高齢化社会の中で、高齢者自身が就業を通しての「生きがい」の高揚、 社会活動への参加など高齢者福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし て平成元年4月1日、社団法人津山市シルバー人材センターが発足した。

本 所 津山市山北638

0868-23-5378

久米支所 津山市中北下1300

0868-57-7822 【平成17年4月1日開設】

久米町ミニシルバー人材センターと統合

加茂・阿波連絡所 津山市加茂町塔中104 0868-42-4360 【平成18年8月1日開設】

勝北連絡所

津山市西中346-16 0868-36-3008 【平成18年10月18日開設】

年度別会員数(年度末状況)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
男性	387人	356人	360人	393人	379人
女 性	227人	216人	211人	209人	211人
合 計	614人	572人	571人	602人	590人

平成22年度末状況

津山市の60歳以上人口に対する加入率 1.7%(男 2.5%、女 1.0%) 60歳以上人口・・・35,713人(男 15,158人、女 20,555人)

高齢者余暇活動

高齢者が余暇を利用して教養又は趣味の講座を開設し、老化防止・教養の向上及び生きがいの推進を図る。

講座内容 (公民館他)

・文化講座

詩吟、書道、演歌、囲碁、将棋、御殿まり、木彫、陶芸、華道、童謡コーラス、粘土 細工、EM菌ボカシ作りとリサイクル手芸、大正琴、料理、カラオケ、パソコン、リフ ォーム、染色、歌謡

・ スポーツ講座

健康と教養とスポーツ、グランドゴルフ、健康体操、ビリヤード、社交ダンス その他

・デイサービス

閉じこもりがちな高齢者を対象に、地区の集会所などで集う、ふれあいいきいきサロン、ミニデイサービスや地域参加型リハビリ教室を実施している。

(月1回~2回)

なお、地域参加型リハビリ教室は、介護保険の地域支援事業として実施している。

平成22年度実施状況

X	分	開	設	数	登録	者数	備	考
ふれあいいきい	トラサロン		1	箇所		103 名	4グリ	レープ
ミニデイサービス			1	箇所		25 名	つど	ハの家
地域参加型リハ	ビリ教室		5 Î	箇所		-	委	託分

ふれあいサロン

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすことを目的とする。

- 1.設置場所 津山市南新座34 アリコベール・しんざ 2階 TEL 24 3600
- 2.施設内容 サロン、研修室、和室、会議室
- 3. 開館時間 9時~21時 (休館日:毎週火曜日、年末、年始)
- 4.利用申込 (事務室へ)所定の申込書による(1ケ月前より申込み受付)
- 5. 利用料金 1時間当り使用料

サロン 1,890円 研修室 630円 和室 630円 会議室 630円 冷暖房の使用については5割増

6.利用状況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ利	用者数	27,125人	30,753人	30,062人	31,670人	34,389人

津山市立ときわ園

1 養護老人ホーム

6 5 歳以上で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行っている。

2 施設の概要

所 在 地	津山市横山481	事業開始	昭和29年11月5日
建物延床面積	2 , 3 2 0 m²	構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷 地 面 積	4 , 6 0 9 m²	入所定員	1 8 0 人
電 話	22-4973	F A >	22-4931

3 運営方針

「心豊かで明るく楽しい生活」を基本に、次の項目について重点的に取り組む。

- (1)処遇計画と処遇方針:体系別に会議を開催し研修・学習討議を重ね、その人に最もふさわしい処遇方針を決定する。(朝礼・全体会議・ケース会議等)
- (2)生活相談:必要な指導を行える職員を配置し、関係機関との調整を行うなどして入所者の生活の向上を図る。要介護又は要支援の状態にある入所者については、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所における必要な介護保険サービスが受けられるよう指導する。
- (3)健康管理:基本健康診査の項目に応じて、嘱託医により年2回の健康診断を実施する。 また、調理に従事する職員については定期的に検便を実施する。
- (4)衛生管理:支援員他の従事者に対して、感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため の研修を行い、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。
- (5)地域との連携:地元町内会や保育園等との交流会を通じ、地域に開かれた施設運営を 進めるとともに、入所者に社会性を持たせることで生きがいを深めていく。
- (6)災害対策:入所者が自主的に災害時の避難誘導等の役割分担を決め、定期的に避難訓練を実施している。地元町内会にも、日頃から避難・防災の協力をお願いしている。
- (7) 自治会の支援:入所者が組織する自治会に園運営参画の機会を与えるため、機関誌の 発行、他施設の訪問、総会開催等の事業に対して適切な支援をしていく。

4 入所者の状況(4月1日現在)

X	分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
津	山市	6 4人	6 0人	5 9人	5 1人	5 1人
市外	(県内)	1 1人	9人	9人	8人	9人
市外	(県外)	1人	0人	0人	0人	0人
合	計	76人	6 9人	68人	5 9人	6 0人

介護保険

介護保険事業計画

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、少子高齢社会の到来により深刻になっている介護を社会全体で支えようとする制度である。介護保険により『老後の安心』を、一般保健福祉施策により『老後の生きがいと健康』を提供する。津山市は、介護保険事業の円滑な運営と推進を図るための「津山市介護保険事業計画」と「津山市高齢者保健福祉計画」を一体的に策定している。

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

高齢者の生活を支える施策

- ・介護保険サービス利用者の見込み
- ・介護保険サービス利用量の見込み
- ・介護保険制度を円滑に推進するための方策

高齢者の健康と生きがいに関する施策

- ・生活支援
- ・生きがい対策
- ・社会参加の促進
- ・高齢者の生活環境の整備

地域支援事業

第4期津山市介護保険事業計画では、平成20年度から平成23年度までの高齢者数等を次のとおり見込んでいる。

《高齢者数等の推計》

	X	分	•	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人			П	110,000人	109,497人	108,995 人	108,493人
6	5 歳	以上ノ	ر 1	26,387人	26,487人	26,588 人	26,689人
	7 5 j	歳 以 上 /	人口	14,007人	14,134人	14,262 人	14,390人
	7 5 歳以	以上の占め	かる率	53.1%	53.4%	53.6%	53.9%
高	龄	化	率	23.99%	24.19%	24.39%	24.60%

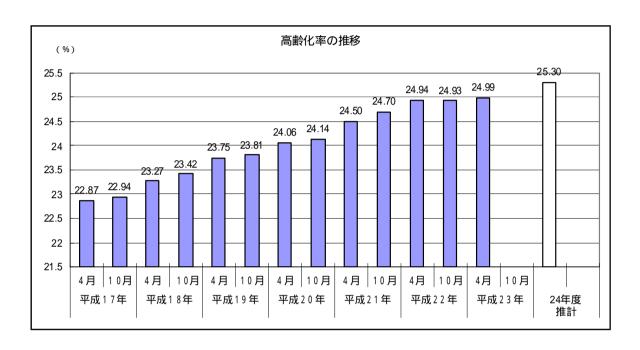
《支援や介護が必要な被保険者数の推計》

区	分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要 援 護 者	数	5,042人	5,173人	5,307人	5,445人
施設入所	首	1,440人	1,501人	1,592人	1,657人
在	宅	3,602人	3,672人	3,715人	3,788人

高齢化率、被保険者数等の状況

1 高齢化率の推移

津山市の高齢化は、岡山県の平均よりも早く進んでおり、平成23年4月の高齢化率は24. 99%で、介護保険事業計画で見込んだ高齢化率よりも高い水準に達している。



2 被保険者数

釺	1 号被保険者	26,806人	
	6 5 歳以上7 5 歳未満	11,881人	介 護 保 険 事 業 状 況 報 告
	7 5 歳以上	14,925人	7
	外国人被保険者(再掲)	4 9人	(十)从25年3月31日坑江)
	住所地特例(再掲)	70人	
爭	至 2 号 被 保 険 者	34,790人	住民基本台帳(平成23年3月31日現在)
	計	61,596人	

3 要介護度別認定者数等

平成23年3月末現在の認定者数は5,602人で、要支援1、要支援2、要介護1の軽度 認定者が約半数を占めている。

【要介護度別認定者数】(平成23年3月末現在)

	区分	要支援1	要支援 2	小 計
1号被保険者		729 人	686 人	1,415人
	65 ~ 74	70 人	82 人	152 人
	75 以上	659 人	604 人	1,263人
2	号被保険者	11 人	20 人	31 人
	総数	740 人	706人	1,446人

	区分	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護 5	小計	認定者計
1	号被保険者	1,102人	906人	709 人	625 人	716人	4,058人	5,473人
	65 ~ 74	115人	84 人	60 人	64 人	76 人	399 人	551 人
	75 以上	987人	822人	649 人	561 人	640 人	3,659人	4,922人
2	号被保険者	18 人	25 人	17人	14 人	24 人	98 人	129 人
	総数	1,120人	931 人	726 人	639 人	740 人	4,156人	5,602人

*介護保険事業状況報告



介護保険サービス事業者の状況

居宅介護支援事業者

在宅サービスを希望する利用者の介護(予防)サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づいてサービス事業者との連絡調整を行ったり、施設入所を希望する場合には施設への紹介やその他の便宜を提供する事業者

事業所数 3 1 社事業所

介護予防支援事業者

要支援1・2の認定となった方に対し、サービス計画を作成し、介護予防を実施する事業者の 紹介、連絡調整を行う事業者

|津山市地域包括支援センター(サブセンター)|1ヶ所(8ヶ所)

在宅サービス

サービスの種類	事業所数
(介護予防)訪問介護	3 2 事業所
(介護予防)訪問入浴介護	3事業所
(介護予防)訪問看護	7事業所
(介護予防)通所介護	3 2 事業所
(介護予防)通所リハビリテーション	8事業所
(介護予防)福祉用具貸与	1 1 事業所
(介護予防)福祉用具販売	1 1 事業所
(介護予防)短期入所生活介護	8 施設
(介護予防)短期入所療養介護	8 施設
(介護予防)特定施設入居者生活介護	5 施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	3 施設
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	36ユニット
(介護予防)認知症対応型通所介護	3事業所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	5 事業所

施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

市内施設	7 施設
介護老人保健施設(老人保健施設)	
市内施設	7 施設
介護療養型医療施設	
市内施設	1 施設

介護サービスの利用状況

1 居宅介護(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成23年2月サービス分)

要支援1	要支援 2	小計
370 人	417人	787 人

要介護1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	小計	認定者計
682 人	643 人	405 人	262 人	170 人	2,162人	2,949 人

^{*}介護保険事業状況報告

2 地域密着型(介護予防)サービス受給者の要介護度別人数

(平成23年2月サービス分)

要支援 1	要支援 2	小計	
6人	6人	12人	

要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	小計	認定者計
98 人	119人	127人	90人	70 人	504人	516人

^{*}介護保険事業状況報告

3 施設介護サービス受給者の要介護度別人数

(平成23年2月サービス分)

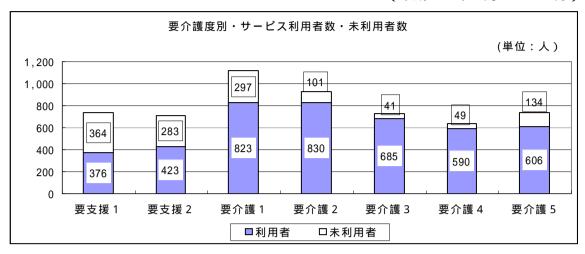
施設区分	要支援1	要支援 2	小計
介護老人福祉施設	0人	0人	0人
介護老人保健施設	0人	0人	0人
介護療養型医療施設	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

施設区分	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	小計	認定者計
介護老人福祉施設	8人	23 人	82 人	168 人	225 人	506 人	506 人
介護老人保健施設	35 人	44 人	70 人	56人	112人	317人	317人
介護療養型医療施設	0人	1人	1人	14人	29 人	45 人	45 人
計	43 人	68 人	153 人	238 人	366 人	868 人	868 人

*介護保険事業状況報告

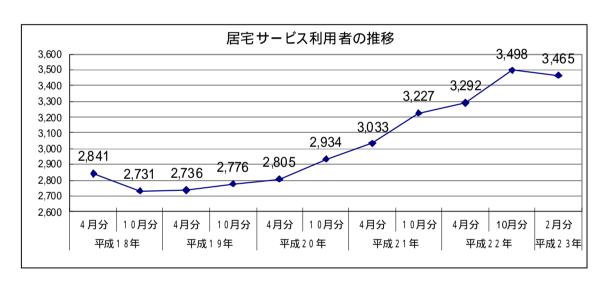
4 サービス利用、未利用の状況

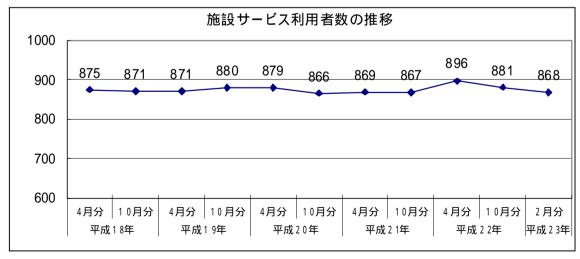
(平成23年2月サービス分)



*介護保険事業状況報告

5 介護サービス利用者数の推移





*居宅サービス 受給者数には地域密着型サービス受給者数を含む。

6 介護給付費執行実績

年度	区分	施設サービス費	居宅サービス費	高額介護 サービス費	地域密着型 サービス費	特定入所者介護 サービス等費	計
	給付額	円	円	円	円	円	円
18	がロリカ合具	2,569,347,670	2,399,585,367	92,066,487	759,229,481	225,215,530	6,045,444,535
10	構成比率	%	%	%	%	%	%
	作り入しい	42.5	39.7	1.5	12.6	3.7	100.0
19	給付額	2,597,065,505	2,409,321,364	97,492,112	880,174,882	284,143,967	6,268,197,830
19	構成比率	41.4	38.4	1.6	14.1	4.5	100.0
20	給付額	2,577,875,951	2,594,860,592	105,265,392	984,465,543	239,141,575	6,501,609,053
20	構成比率	39.7	39.9	1.6	15.1	3.7	100.0
21	給付額	2,687,450,394	2,805,936,829	140,641,746	1,164,317,687	249,018,780	7,047,415,436
21	構成比率	38.2	39.8	2.0	16.5	3.5	100.0
22	給付額	2,718,435,008	3,055,865,453	147,320,076	1,275,120,846	263,447,300	7,460,188,683
	構成比率	36.4	41.0	2.0	17.1	3.5	100.0

第1号被保険者保険料の賦課及び納付の状況

1 第1号被保険者保険料

平成21年度から平成23年度までの間の介護保険に必要な経費を賄うための、65歳以上の方の介護保険料の基準月額は、4,268円である。各個人の保険料額は世帯の所得状況によって決まる。平成21年度から平成23年度までは8段階に分かれており、所得段階別の年間保険料額は次のとおりである。

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	25,600 円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円 以下の方	25,600 円
第3段階	市民税非課税世帯で上記(第2段階)に該当しない方	38,410円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	38,410 円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、 第4段階に該当しない方	51,220円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	57,870円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上で 200 万円未満の方	64,020 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の方	76,820 円

2 平成22年度年度第1号保険料の賦課段階別人数

(平成23年3月現在)

賦課区分	特別徴収	普通徴収	併徴者	計	構成比率
第1段階	177人	202 人	10 人	389 人	1.5%
第2段階	3,627人	477 人	149 人	4,253 人	15.9%
第3段階	4,744 人	185 人	160 人	5,089人	19.0%
第4段階	2,916人	401 人	83 人	3,400人	12.7%
第5段階	4,237人	120 人	120 人	4,477人	16.7%
第6段階	3,310人	395 人	213 人	3,918人	14.6%
第7段階	2,395人	222 人	73 人	2,690人	10.0%
第8段階	2,218人	310人	62 人	2,590人	9.7%
計	23,624人	2,312人	870 人	26,806人	100.0%

*賦課状況集計表

3 第1号保険料の収納状況

年度		区分	調定額	収 入 額	不納欠損額	収納率
	現	特別徴収	1,095,372,878	1,097,357,825	0	100.18
1 8	年	普通徴収	166,682,031	149,067,338	0	89.43
1 0	分	計	1,262,054,909	1,246,425,163	0	98.76
	泆	带納繰越分	26,127,704	6,882,808	8,121,733	26.34
	合計		1,288,182,613	1,253,307,971	8,121,733	97.29
	現 特別徴収		1,183,256,336	1,183,256,336	0	100.00
	年	普通徴収	117,318,691	102,395,545	0	87.28
1 9	分	計	1,300,575,027	1,285,651,881	0	98.85
	浡	带納繰越分	26,149,418	7,068,537	7,292,769	27.03
		合計	1,326,724,445	1,292,720,418	7,292,769	97.44
	現	特別徴収	1,191,953,280	1,191,953,280	0	100.00
			105,022,030	0	88.55	
2 0	分	計	1,310,553,654	1,296,975,310	0	98.96
	泆	带納繰越分	26,375,893	7,360,724	7,298,918	27.91
		合計	1,336,929,547	1,304,336,034	7,298,918	97.56
	現	特別徴収	1,165,305,012	1,165,305,012	0	100.00
	年	普通徴収	113,527,451	100,832,010	0	88.82
2 1	分	計	1,278,832,463	1,266,137,022	0	99.01
	浡	带納繰越分	25,151,945	6,074,907	7,346,542	24.15
		合計	1,303,984,408	1,272,211,929	7,346,542	97.56
	現	特別徴収	1,171,399,963	1,171,399,963	0	100.0
	年	普通徴収	99,774,275	87,072,162	0	87.27
2 2	分	計 1,271,174,238 1,258,472,125		1,258,472,125	0	99.00
	浡	带納繰越分	24,352,387	5,621,208	6,696,877	23.08
		合計	1,295,526,625	1,264,093,333	6,696,877	97.57

平成18年度は、平成19年4月末現在(収入額は還付未済額を含む)

介護予防事業

1 二次予防事業

生活機能評価の実施状況

項目	人 数	率	備考
基本チェックリスト送付者数	22,397人		
基本チェックリスト実施者数	15,888人	70.94%	/
二次予防事業対象候補者数 (生活機能評価受診券送付者数)	5,431人		
生活機能評価(検査)受診者数	1,171人	21.56%	/
生活機能評価実施済者数	11,464 人	51.19%	/

生活機能評価実施者数 + 基本チェックリスト非該当者数 (10,293人)

二次予防事業の対象者数

		65 歳~69 歳	70 歳~74 歳	75 歳~79 歳	80 歳~84 歳	85 歳 ~	合計
平成 21 年度から	男性	15 人	29 人	56 人	55 人	37人	192人
の継続者	女性	28 人	54人	104人	144 人	66 人	396 人
平成 22 年度新規	男性	17人	26 人	36 人	31 人	21 人	131 人
決定者	女性	32 人	64 人	74 人	72人	46 人	288 人
計		92 人	173人	270 人	302人	170人	1,007人

通所型介護予防事業の実施状況

介護予防プログラム	実施回数	参加延人数	参加実人数	実施箇所
運動器の機能向上	175 回	1,044 人		
栄養改善	49 回	299 人	123 人	6 箇所
口腔機能の向上	61 回	373 人	123 人	0 回別
計	285 回	1,716人		

2 一次予防事業

介護予防普及啓発事業

内 容	実施箇所	開催回数	参加延人数
認知症ささえあえるまちづくり事業	7 箇所	21 回	563 人
めざせ元気!!こけないからだ講座	152 箇所	6,130 回	89,556人
(内)栄養教室	(内)63箇所	(内)63回	(内)1,015人
地域参加型リハビリ教室	7 箇所	168 回	3,425人
その他介護予防教室等		227 回	5,897人

地域介護予防活動支援事業

介護サポーター養成講座 1回開催 25人参加

介護保険制度を円滑に運営するための取組

介護保険制度を円滑に運営するため、津山市は次の取組を行っている。

(1)介護保険運営協議会の設置

介護保険事業計画の策定・進行管理と事業運営上生じる問題や課題の検討のため、被保険 者公募委員を含む18人の委員で構成する津山市介護保険運営協議会を設置している。

(2)介護保険事業者連絡協議会の設立

介護保険サービスを提供する事業者間並びに行政との連携を図り、また、相互の情報交換等を活性化することにより介護サービスの質的な向上を図るため、津山市介護保険事業者連絡協議会を設立している。事務局は高齢介護課が担当している。

(3)介護相談員派遣事業の実施

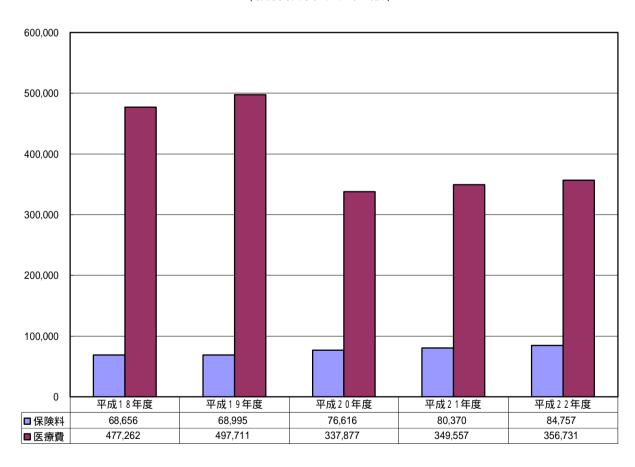
施設入所者等の介護保険に対する疑問や不満解消のため、市内の介護老人福祉施設等に津山市が委嘱した介護相談員12人を派遣している。

国民健康保険

国民健康保険は、勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、疾病・負傷等に関して必要な保険給付を行うものである。

津山市の国民健康保険事業は、昭和35年10月に発足し、平成17年2月28日に加茂町・阿波村・勝北町・久米町と合併を行い、平成23年4月1日現在、被保険者世帯数14,609世帯、被保険者数24,420人が加入しており、住民全体の22.7%が国民健康保険の被保険者であり、地域医療保険として市民福祉向上のため果たすべき役割は非常に大きいものがある。

年度別医療費·保険料の動向 (被保険者1人当り額)



1. 国民健康保険の特徴

国保の加入・脱退は、届出が必要である。

医療費の7割給付のほかにも、申請により受けられる給付がある。

国保のしくみ

国保の運営は、市町村で行っています。その費用は、おもに住民のみなさんの納める 保険料によって支えられている。

被保険者(加入の届出を含む)

・一般状況

(年度末国民健康保険加入状況)

\ 1 /			/ \ ///////////////////////////////////					
年		全市状況)年度末	<u> </u>		入状炎	5
度	世帯数	人口	世帯数	加入率	対前年比	被保険者数	加入率	対前年比
	世帯	人口	世帯	%	%	人	%	%
18	43,373	110,454	20,555	47.39	1.05	36,114	32.70	-0.60
19	43,528	109,718	20,477	47.04	-0.38	35,546	32.40	-1.57
20	43,615	108,898	14,571	33.41	- 28.84	24,647	22.63	-30.66
21	43,775	108,139	14,590	33.33	0.13	24,565	22.72	-0.33
22	43,914	107,387	14,609	33.27	0.13	24,420	22.74	-0.59

年		(3)年	F 度 末	国民	建康保		保険	者 数	
度	若人	割合	対前年比	退職	割合	対前年比	老人	割合	対前年比
	人	%	%	人	%	%	人	%	%
18	17,516	48.50	-2.23	7,560	20.93	7.72	11,038	30.56	-3.17
19	16,959	47.71	-3.18	7,638	21.49	1.03	10,949	30.80	-0.81
20	23,072	93.61	36.05	1,575	6.39	-79.38			
21	22,920	93.30	-0.66	1,645	6.70	4.44			
22	22,429	91.85	-2.14	1,991	8.15	21.03			

20年度より後期高齢者医療制度開始のため、老人医療制度廃止による

・資格異動届出状況

(被保険者増減内訳・増)

1 1/2		// // J H/ \	<u> </u>				
年		貨	格	<u> </u>	双 ?	得	
度	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離 脱		計
	人	人	人	人	人	人	人
18	743	3,522	84	134		151	4,634
19	736	3,315	54	125		117	4,347
20	704	3,630	105	120	11	78	4,648
21	717	3,422	114	118	2	78	4,451
22	627	3,724	123	115	0	71	4,660

(被保険者増減内訳・減)

1 100 4	MIN H	701 BH 1	~ /						
年		資	格	₹	更 夕	Ę		差	引
度	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢	その他	計	増	減
	人	人	人	人	人	人	人		人
18	828	3,045	117	743		119	4,852		-218
19	797	2,978	131	859		150	4,915		-568
20	632	2,626	118	196	11,825	149	15,546	- 1	0,898
21	654	2,592	152	171	842	123	4,534		-83
22	601	2,754	123	177	1,007	141	4,803		-143

(異動届出書件数)

12	(エル)	ЩЩЕ	<u> </u>	<i>XX)</i>																		
年度	取	得届	喪	美失	届	氏変	更	名は届	世 変	更	帯届		更	所届	世変	帯更	主届		合 計	文	寸前:	年比
		件	1		件			件			件			件			件		华	Fį		%
18		3,312	2	3,	748		1	79		4	-66		4	141		4	168	3	3,61	4	15	. 38
19		3,082	2	3,	834		1	60		4	73			130		4	197	3	3,470	6	- 1	. 60
20		3,402	2	12,	510		1	41		3	82		3	354		3	357	17	7,140	6	102	. 29
21		3,188	3	3,	615		1	33		3	70	,	3	353		3	338	7	7,99	7	-53	. 36
22		3,298	3	3,	807		1	46		3	90		3	369		3	339	}	3,349	9	4	. 40

下記の場合は、14日以内に届出が必要

	こんなとき	届出に必要なもの
国	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
保	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
加 入 	職場の健康保険の被扶養者でなくな ったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証
国	他市町村に転出するとき	印鑑、保険証
保脱	職場の健康保険に入ったとき (被扶養者になったとき)	印鑑、国保保険証及び職場の健康保険証
退	死亡したとき	印鑑、保険証
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
そ	市内で住所が変わったとき	
0	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
他	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印鑑、本人を証明するもの(免許証、通帳 など)

〇保険給付(一部負担金)

· 本人一部負担金

一般被保険者 0歳~就学前

2割負担

6歳(就学前を除く)~69歳

3割負担

7 0 歳以上

1割負担(一定以上所得者は3割負担)

一定以上所得者・・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が 145万円以上でも、年収が夫婦2人世帯で520万円未満の人(一人世帯の場 合は、年収383万円未満)の場合は、申請により1割負担となる。

・入院中の食事の一部負担(1食あたり)

一般加入者		260円
 住民税非課税世帯等	90日まで	2 1 0 円
(70歳以上では低所得の人)	9 1 日以上	160円
70歳以上で低所得 の人		100円

(住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」(70歳以上の人で低所得者、の人は「限度額適用・標準負担額減額認定書」)の申請が必要)

低所得・・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人

低所得・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から 必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

・療養費

医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代やあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術料をいったん全額自己負担で支払われた場合、申請により認められれば、後から保険給付分が払い戻しされる。

平成 18 年 4 月 1 日から、小児弱視等の治療用眼鏡が療養費の対象となる (9 歳未満の小児)

・出産育児一時金

国保被保険者が出産したとき、その世帯主に対し390,000円を支給(ただし、産科 医療補償制度を利用している分娩機関で出産した場合、30,000円の追加支給。)。

・葬祭費

国保被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し50,000円を支給。

・海外療養費

海外渡航中の病気やけがの治療について、帰国後申請により療養費として給付。

○高額療養費

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば次の基準額を超えた分が払い戻される。

平成23年4月現在

1.69歳までの被保険者の場合

住民税 非課税世帯	35,400円
— 般	80,100円 医療費が267,000円を超えた 場合はその超えた分の1%を加算
上位所得者 1	1 5 0 , 0 0 0 円 医療費が5 0 0 , 0 0 0 円を超えた 場合はその超えた分の1 %を加算

同じ世帯で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合は、それらを合計してこの表の額を適用する。

- 1 上位所得者とは、国保料算定基礎となる所得が600万円を超える世帯をいいます。
- ・過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、次の額を超えた部分を支給する。

住民税 非課税世帯	24,600円
一角	44,400円
上位所得者 1	83,400円

2.70歳以上の被保険者の場合(後期高齢者医療該当者を除く)

	外来	入院及び世帯 ごとの限度額
一定以上所得者	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 はその超えた分の1%を加算 (44,400円) 2
— 般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円
低所得	0,000	15,000円

2 過去12ヶ月以内に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から限度額が下がる。

一定以上所得者・・課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯の対象者の方。ただし、課税所得が145万円以上でも、年収が夫婦2人世帯で520万円未満の人(一人世帯の場合は、年収383万円未満)の場合は、申請により1割負担となる。

低所得・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の人

低所得・・世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、各種所得等から 必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

なお、高額療養費の支給対象となるのは、保険診療部分のみであり、食事代、差額ベッド代等は含まれない。また、総合病院の場合、診療科ごとに分けて計算し、入院、外来も別で計算される。

・高額の治療が長期間必要なとき

血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の人は「特定疾病療養受療証」を申請されれば、病院での毎月の自己負担限度額が10,000円までとなる。(平成18年10月から、70歳未満の上位所得者は20,000円)

○保険料

区分	内容	
均等割	被保険者1人あたり	
平等割	被保険者1世帯あたり	
所得割	前年の総所得金額等 - 33万円()

平成22年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,900円	8,400 円	8,000円
平等割	21,700円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	500,000 円	130,000 円	100,000 円

平成23年度

	医療分	後期高齢者 医療支援分	介護分
均等割	27,900 円	8,400 円	8,000円
平等割	21,700 円	6,200 円	4,500 円
所得割	8.80%	2.90%	2.50%
賦課最高限度額	510,000円	140,000 円	120,000 円

保険料には、その所得に応じて均等割、平等割の2割、5割、7割減額の軽減制度がある。ただし、所得の申告がされていることが条件となる。

・保険料の納期限(平成23年度)

1期	2期	3 期	4期	5 期	6 期	7期	8期	9期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月29日	4月2日

○退職者医療制度

会社などを退職して年金を受けている(年金証書を受領している)人のうち、次の ~ のすべてに該当する人は、退職者医療制度の適用を受けることができる。

国保に加入している人(これから加入する人も含む。)

60歳以上65歳未満で、後期高齢者医療制度の適用を受けていない人 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間が20年 以上もしくは40歳以降10年以上である人

これらすべてにあてはまる人が退職被保険者本人となり、その者と生活をともにし、 主に退職被保険者本人の収入によって生計を維持している扶養家族(国保加入者)は, 被扶養者となる。(条件あり)

・本人及び被扶養家族一部負担金

退職被保険者・一般国保被保険者と同じ。

平成23年4月現在

平成26年度まで、退職者医療制度は経過的に存続する(新規加入は平成26年度まで)。

特定健康診查、特定保健指導

平成20年4月より事業開始。

- 40歳以上75歳未満の国保被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療加入者に対して受診券などを送付し、生活習慣病などの疾病予防に役立てるため実施している。
- 40歳以上75歳未満の国保被保険者以外の人は、社会保険・健康保険組合等それぞれが加入している機関で同様に実施される。

平成22年度結果

·特定健康診查

対象人数	受診者数	受診率	
17,263人	3,760人	21.8%	

·特定保健指導

対象人数	利用者数	利用率
388人	82人	21.1%

○その他の保健事業

国民健康保険として、保険料の3%以上を目標に充てて保健事業に取り組み、市民の 健康増進を図ることにより医療費の抑制に努めている。

・市広報「つやま」への記事掲載

平成 14 年度から、単独の広報紙作成から市広報へ掲載する方式に変更。国保に関するタイムリーなニュースを掲載している。

・血圧計

1階市民ロビーに設置しており、来庁者が自由に計測できるようになっている。

・すこやか号 (ライトバン)

保健師の保健指導の際使用している。

· 骨密度測定

骨密度測定にかかる機器の購入・維持管理を行い、測定にかかる人的経費等も 国保が負担しながら、健康増進課を中心に定期的に開催している。

• 医療費诵知

国保被保険者に対して2カ月おきに郵送している。

• 体組成計

平成17年度に生活習慣病予防として機器を購入。対象者の各部位ごとの肥満の特徴、推定筋肉量を測ることが出来、運動の必要性などを指導する際の動機付けに活用している。健康福祉まつりや骨密度測定の際にあわせて活用している。

・プロジェクター及びパソコン

平成18年度に、集団健康教育に活用するために機器を購入。地域での健康相談や講話等の際に、図・グラフ等を利用して分かりやすく説明するために活用している。

・ジェネリック医薬品(後発医薬品)普及促進

平成21年度には、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、国保啓発パンフレットにジェネリック医薬品に関するページを掲載、また、平成22年度には、前記に加えて健康セミナーを開催し、ジェネリック医薬品の普及を図っている。

後期高齢者医療制度

高齢者の心身の特性や生活実態をふまえ、高齢社会に対応する仕組みとして、後期高齢者の独立した医療制度が開始されました。

これまでは、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は国民健康保険や健康保険組合、 共済組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成 20年4月1日からは新たな独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受け ることになりました。

	後期高齢者医療制度			
根拠条例	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例			
	75 歳以上の人			
	65 歳以上で			
114 +v	(1)1級~3級の身体障害者手帳を持っている人			
対象者	(2)4級の身体障害者手帳を持つ人のうち音声・言語障害、下肢障害(一部)のある人			
	(3)療育手帳の重度障害(A)			
	(4)精神障害者保健福祉手帳の1級・2級			
	(5)国民年金法等における障害年金の1級・2級			
	上記の人のうち、広域連合の認定を受けた人			

医療機関での	・一般・低所得 ・低所得 の方 ・・	・かかった医療費の1割
負担額	・現役並み所得の方・・・	・かかった医療費の3割

所	現役並み 所得者	住民税の課税所得が 145 万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者。ただし、被保険者の収入合計が 2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の人は、申請により 1 割負担。現役並み所得の被保険者(世帯に他の被保険者がいない場合に限る)であって、世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人も含めた収入合計額が 520 万円未満の人も、申請により 1 割負担。
得	— 般	現役並み所得者、低所得者、、低所得者、以外の人
分	低所得者	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者 以外の人)
	低所得者	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人及び老齢福祉年金受給者

2 2 年度

(1) 加入状況

月	65~74 歳 (障害認定)	75 歳以上	合計
4	430	14,419	14,849
5	430	14,407	14,837
6	428	14,432	14,860
7	433	14,462	14,895
8	432	14,503	14,935
9	436	14,531	14,967
10	429	14,581	15,010
11	421	14,614	15,035
12	419	14,598	15,017
1	413	14,646	15,059
2	411	14,667	15,078
3	413	14,724	15,137

(2) 異動(増)

県外転入	年齢到達	障害認定	生保廃止	その他	計
27 人	1,218人	53 人	15 人	1人	1,314人

(3) 異動(減)

県外転出	死亡	障害認定取消	生保開始	その他	計
29 人	914 人	0人	38 人	2人	983 人

(4) 限度額適用・標準負担額減額認定申請受付

月	受付件数
4	37
5	22
6	44
7	23
8	53
9	38
10	28
11	36
12	37
1	36
2	25
3	39
合計	418

【高額療養費制度】

ひと月当たりの一部負担金の合計額が以下の金額を超えた場合、申請により高額療養費として支給します。

	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)	
一般	1 2 , 0 0 0 円	44,400円	
低所得者		24,600円	
低所得者	8,000円	15,000円	
現役並み 所得	44,400円	80,100円 + 医療費から一定額を引いた残額の1%	

過去12ヶ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、 4回目以降は44,400円となります。

【入院時食事代】

		1 食あたりの食費
一般		2 6 0 円
低紀伊老	90 日以内の入院 (過去 12 ヶ月の入院日数)	2 1 0 円
低所得者	90 日を越える入院 (過去 12 ヶ月の入院日数)	160円
低所得者		100円

の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

【療養病床に入院したとき】

療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

		1 食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般		4 6 0 円	3 2 0 円
低所得者		2 1 0 円	3 2 0 円
低所得者		1 3 0円	3 2 0 円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

老人医療制度

老人医療制度には岡山県独自の制度があり、下記のような条件にあてはまる人は、医療保険に関係なく対象となります。

	岡山県の制度		
根拠条例	津山市老人医療費給付条例		
対象者	昭和 16 年 9 月 30 日以前生まれで 70 歳未満の 人のうち (1) 市内に身寄りのない 1 人暮らしの人 (2) 6 ヶ月以上寝たきりの人 ともに、地区民生委員の証明が必要		

	・一般・低所得 ・低所得 の方・・・現役並み所得の方 ・・現役並み所得の方 ・・現役並み所得とは、住民税における課税所得で	・かかった医療費の3割	
医療機関での負担額	【外 来】 上記負担割合に応じた一部負担金を負担(元 八 院】 入院の場合、同一の医療機関での1ヶ月 の負担額が右の額に達したときは、その月 はその後の窓口での負担は不要。 、 の場合はいったん の額を支払った 後、申請により差額を給付	定率負担)。 一般の方 住民税非課税の世帯 のうち所得が一定基準未満 現役並み所得の方	44,400円 24,600円 15,000円 80,100円+医療費から 一定額を引いた残額の1%
	'		

【高額医療費制度】

ひと月当たりの一部負担金の合計額が以下の金額を越えた場合、申請により高額医療費として支給します。

	受給資格者の方 <u>個人</u> が1ヶ月に支払 った <u>外来の一部負担金</u>	同一世帯の受給資格者全員の1ヶ月の <u>一部負担金</u> の合計額(外来+入院)
——般	12,000円	44,400円
低所得者		24,600円
低所得者	8,000円	15,000円
現役並み 所得	44,400円	80,100円 +医療費から一定額を引いた残額の1%

【入院時食事代】・・・一般国保被保険者と同額の一部負担金

平成22年度 現物給付の給付状況

一十以22千度 坑初船的切船的机										
		平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	件数	金 額	前年対比	件数	金 額	前年対比	件数	金 額	前年対比	
	件	円	%	件	円	%	件	円	%	
入 院	1,267	508,583,731	9.7	7	1,158,613	0.2	1	149,710	12.9	
入 院 外	18,902	269,922,507	8.6	-4	-344,716	-0.1	0	0	0.0	
歯	1,811	27,141,039	9.2	1	49,302	0.2	0	0	0.0	
調剤	13,730	172,184,083	8.6	9	80,728	0.0	0	-118,976	-147.4	
施設療養費										
入院時食事療養費	1,193	26,544,270	8.9	4	116,254	0.4	1	5,216	4.5	
訪 問 看 護 料	33	2,295,170	10.1	5	92,475	4.0	0	0	0.0	
差額調整額										
高額医療費(現物給付)		23,068,873	10.7		65,823	0.3		0	0.0	
計	36,936	1,029,739,673	9.2	22	1,218,479	0.1	2	35,950	3.0	

平成22年度 現金給付の状況

一次22十支 坑亚湖门00亿元										
		平成20年度			平成21年度			平成22年度		
種別	件数	金額	前年対比	件数	金額	前年対比	件 数	金 額	前年対比	
	件	円	%	件	円	%	件	円	%	
一 般	2	17,469	24.5	1	15,903	91.0	0	0	0.0	
コルセット	74	3,111,666	43.9	0	0	0.0	0	0	0.0	
柔道整復	670	5,720,450	18.9	0	0	0.0	0	0	0.0	
マッサージ	30	1,261,617	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	
鍼 灸	46	348,570	21.8	0	0	0.0	0	0	0.0	
看 護 料										
移 送 費	0	0	0.0							
入院時食事療養費差額支給費	20	269,410	34.5	0	0	0.0	0	0	0.0	
高額医療費	4,838	33,950,375	27.7	6	12,198	0.0	0	0	0.0	
一部負担金差額支給費										
計	5,680	44,679,557	26.3	7	28,101	0.1	0	0	0.0	

平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行したため、平成21·22年度老人保健給付状況は平成20年3月診療までの追加請求分及び過誤調整分(過誤調整により取消しとなったものは-1件とする)

平成22年度老人保健法による老人医療の状況

1. 医療給付費 35,950 (前年対比3.0%)

老人保健施設療養費等以外の医療費

現物給付35,950現金給付0計35,950

老人保健施設療養費等の医療費

現物給付0現金給付0計0

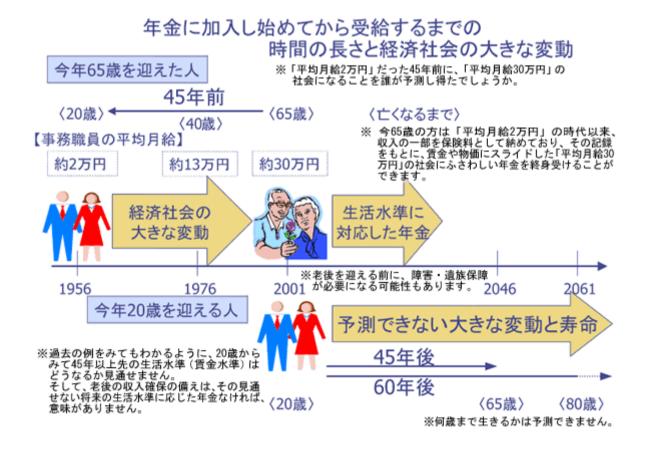
国 民 年 金

生活水準の向上や医学の発達によって、国民の平均寿命は伸びており、多くの人に とって、若い時ほど働けなくなって、充分な収入を得られなくなる時は、やがて必ず 訪れます。

老後の生活の憂いなく、生涯を安心して暮らすためには、実際に老後の生活を送ることになる将来の経済社会において、それまでの暮らしと大きく変わらない生活のできる収入が確保されていることが必要です。

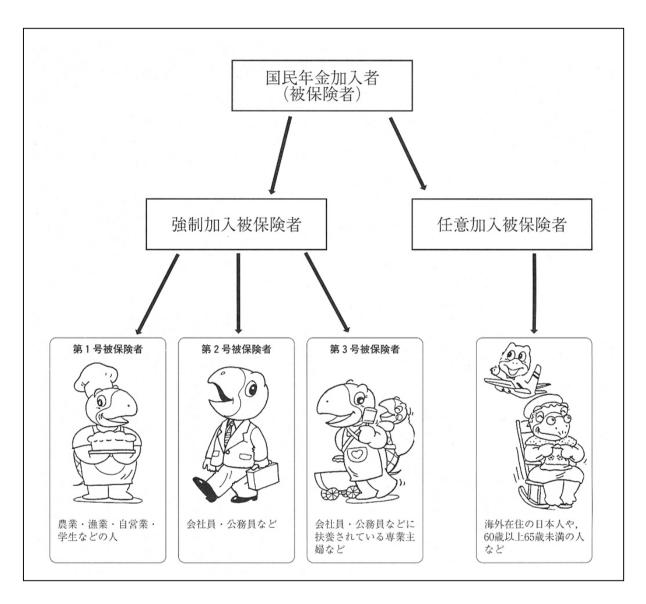
将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後の生活を確実に保障する仕組みとしては、個人の貯蓄や家族による私的な扶養のみでは、どうしても限界があると考えざるを得ません。

このため、社会全体が連帯し、収入のある時は保険料を納めるという自助努力を行って収入が得られなくなった者を支え、収入が得られなくなった時には収入のある者が納付する保険料に支えてもらうという、社会保険(社会保障)の仕組みである公的年金が存在し、老後をはじめ、障害や死亡の場合の所得保障が図られています。



1. 国民年金に加入する人

国民年金の加入者を「被保険者」といい、必ず加入することになる「強制加入被保 **険者」**と、希望して加入できる「任意加入被保険者」の2種類に分かれ、このうち強 制加入被保険者は、職業によってさらに3種類に分かれます。



被保険者年度別加入状況表

(単位:人)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
第1号被保険者	14,316	13,829	13,724	13,526	12,901
第3号被保険者	8,157	8,019	7,718	7,500	7,326
任意加入被保険者	293	352	340	292	277
合 計	22,766	22,200	21,782	21,318	20,504

2. 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は15,020円(平成23年度)です。 また、保険料を前払い(前納)すると保険料が安くなります。口座振替はさらに 保険料が安くなります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1 年分
現金支払(月々)	15,020 円	90,120 円	180,240 円
現金支払(前納)		89,390 円	177,040 円
【割引額】		【730円】	【3,200 円】
口座振替(前納)	14,970 円	89,100 円	176,460 円
【割引額】	【50円】	【1,020 円】	【3,780 円】

(1)保険料免除制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額(15,020円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が<u>1 / 2</u> (平成20年度分までは1/3)として計算されます。

全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること (扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 22 万円

*申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

- 一部納付は3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。
- ・ 4 分の 1 納付 (3,760 円) 年金額 5 / 8 (平成 20 年度分までは 1/2)
- ・ 半 額 納付(7.510 円)
 年金額3/4(平成20年度分までは2/3)
- ・4分の3納付(11,270円) 年金額7/8(平成20年度分までは5/6)

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

4分の1納付 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半 額 納付 118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

4分の3納付 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

若年者納付猶予制度

学生納付特例制度

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳台で学生以外)の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

免除制度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全額免除	2,327	2,254	2,151	2,067	2,122 人
4 分の 3 免除	310	299	352	247	231 人
半額免除	250	194	213	145	121人
4 分の 1 免除	74	75	96	67	47 人
若年者納付猶予	362	363	345	336	338 人
学生納付特例	1,243	1,250	1,204	1,146	1,168 人

3.基礎年金給付

65歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

老龄

基礎年金

平成 23 年度年金額 788,900円(満額)

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(480 月)の全期間 保険料を納めた人は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給 されます。

老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低 25 年間 (300 月) あることが必要です。

*老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

788,900 円×〔保険料納付月数 + (保険料全額免除月数×1/2(平成20年度分までは1/3)) + (保険料 1/4 納付月数×5/8(平成20年度分までは1/2)) + (保険料半額免除月数×3/4 (平成20年度分までは2/3)) + (保険料 3/4 納付月数×7/8(平成20年度分までは5/6)) ÷ 加入可能年数×12

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、 万一本人がなくなったときは、残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。

障害

基礎年金

平成 23 年度年金額(定額) 9 8 6 , 1 0 0 円 (1 級) 7 8 8 , 9 0 0 円 (2 級)

国民年金加入中の病気やケガで障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- (注1)子の人数によって加算(1人につき:227,000円、3人目以降:75,600円)があります。
- (注2)平成23年4月から加算の範囲が拡大され、受給権発生後に生計を 維持する子を有した場合には、法が施行された平成23年4月1日 から加算の対象となります。

遺族

基礎年金

平成 23 年度年金額 1,015,900円(妻)

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

(基本額(定額): 788,900円+子1人の加算額227,000円)

(注1)子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。

(注2)妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

*障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

4. 国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの基礎年金給付は、被保険者の種別にかかわらず、すべての国民に共通する年金給付ですが、第1号被保険者及び任意加入被保険者にのみ支給されるものとして次のような給付があります。

付加年金

付加保険料(400円)を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢 基礎年金に加算して支給されます。

支給される年金額

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200 円×付加保険料納付月数

したがって、40年間付加保険料を納付した人の年金額は次のとおりです。

(老齢基礎年金) (付加年金の額)

788,900 円 + 200 円 × 480 月 = 884,900 円

寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、 10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

支給される年金額

寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

死亡一時金

3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、 その遺族に支給されます。

支給される金額

死亡一時金の額は、保険料を納付した期間に応じて、**120,000 円~320,000** 円と定められています。

特別一時金

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入 した人または法定免除された保険料を追納した人については、保険料の納付期間 に応じて特別一時金が支給されます。

支給される金額

特別一時金の額は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間 に係る国民年金の保険料の額の合計額を基準として、一時金の対象となる保 険料納付済期間に応じて、27,300 円 ~ 682,100 円と定められています。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

支給される金額

平成 23 年 4 月以降に基準月のある脱退一時金の請求があった場合の額は、保険料を納付した期間等に応じて、45,060 円~270,360 円と定められています。

5. 老齡福祉年金

拠出制の年金が中心になっている国民年金制度は、昭和36年4月1日に発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせないために無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

老齢福祉年金

支給を受けている人は次の条件に該当する人です。

明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人が 70 歳に達したとき

明治 44 年 4 月 2 日から大正 5 年 4 月 1 日までに生まれて保険料納付済期間が 1 年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応 じて 4 年 1 ヶ月から 7 年 1 ヶ月以上ある人が、70 歳に達したとき

支給される年金額

老齢福祉年金の年金額は404,200円(月額33,683円)です。

6.特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない 障害者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、 平成 17 年 4 月から福祉的措置として「特別障害給付金」を支給する制度が創設さ れました。

特別障害給付金

特別障害給付金の支給対象となる人は、次のいずれかに該当する人です。なお、 障害基礎年金などを受給することができる人は対象になりません。

- (1) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の 配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日がある人

支給される給付金額

特別障害給付金制度で支給される額は、障害基礎年金の場合と同様に障害の程度に応じて1級に該当する場合と2級に該当する場合で異なり、次のようになっています。

- (1)1級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 **月額 49,650 円**(2級の 1.25倍)
- (2)2級の障害基礎年金の障害の程度に該当する人 月額 39,720円

7.年金等の受給者数

(単位:人)

給付の種別	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
老齢基礎年金	22,862	23,451	24,013	24,576	25,094
障害基礎年金	1,835	1,897	1,938	1,975	1,989
遺族基礎年金	127	124	124	113	103
寡婦年金	16	12	16	16	14
老齢福祉年金	25	12	9	8	6
特別障害給付金	5	5	7	7	8

子育て支援

津山ファミリー・サポート・センター

津山ファミリー・サポート・センターは、育児の応援をしてほしい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)がお互いに助けたり、助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織(有償ボランティア)です。

所在:津山市新魚町17 アルネ・津山5階 男女共同参画センター「さん・さん」内

電話:31-8753

年 度 別 会 員 数

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
依 頼	会 員	414人	450人	504人	563人	587人
提供	会 員	185人	215人	214人	225人	249人
両 方	会 員	104人	120人	128人	145人	139人
言	†	703人	785人	846人	933人	975人

年 度 別 活 動 状 況

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
活 動	件数	3,574 件	2,885 件	2,352 件	2,288 件	1,940件

親子ひろば「すくすく」

親子が気軽に集えるようにフリーイン・ノンプログラム方式の、おおむね0歳から3歳未満の子どもと保護者を対象としたつどいの広場です。親と子や子ども同士の遊びを広げたり、親同士で子育ての不安や悩みを話したり、情報交換したりと、親と子両方の育ちを支援しています。

所在:津山市山北800 津山すこやか・こどもセンター3階

開設日時:月曜日~金曜日(祝・休日は除く) 9:30~12:00 13:00~15:30

運営委託先:津山市社会福祉協議会

年 度 別 利 用 者 数

X	分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用組	数	675組	4,338組	6,915組	8,824組
利用人	数	1,411人	9,135人	15,101人	19,160人

- * 平成19年度は7月から開始で、週1回の開催(アルネ・津山3階)
- * 平成20年度は月曜日は津山すこやか・こどもセンター1階で、火~金曜日は、 アルネ・津山4階で開催
- * 平成21年度から月~金曜日まで津山すこやか・こどもセンター3階で開催

放課後子どもプラン

子どもたちに安全で健やかな活動場所を確保し、子どもたちが心豊かで健全に成長する ための方策の一つとして「放課後子どもプラン推進事業」を行っています。

「放課後子どもプラン」では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ど も教室を設置・開設し、両者の連携を図っています。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に 適切な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

1. 平成22年度児童クラブ設置学区

東小、北小、南小、弥生小、高野小、林田小、鶴山小、大崎小、向陽小、一宮小河辺小、佐良山小、高田小、西小、広野小、成名小、高倉小、加茂小、勝加茂小、新野小、広戸小、秀実小、誠道小、中正小、喬松小、院庄小

年度別実施状況

(年度末現在)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施ク	ラブ数	2 2 クラブ	2 4 クラブ	2 ファラブ	297ラブ	33クラブ
在 籍 児	己 童 数	896人	997人	1,017人	950人	1,040人

(平成22年度は、4つの大規模クラブが分割した)

放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室)

放課後子ども教室は、放課後等の子どもの居場所として、公民館や学校の余裕教室等を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末における子ども達に様々な体験や交流を行う場として開設されるものです。

異年齢で自由に遊んだり、文化活動やスポーツ活動を楽しんだり、ものづくり体験や読書 活動など、内容や実施形態は、地域により様々です。

年度別実施状況 (年度末現在)

1	X			,		亚产40年帝	亚产品在南	亚产04年度	亚世00年度
				7 .)`	平成19年度	半成20年度	平成21年度	更 平成22年度
	実	施	教	室	数	13教室	1 5 教室	1 4 教室	1 4 教室

(平成20年度より、所管が教育委員会からこども課へ、

平成22年度より、こども課からこども企画課へ移管)

児 童 館

児童館は、0歳から18歳までの全ての児童が、遊びをとおしてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子供会、親子クラブ、放課後児童健全育成事業実施等の地域組織活動の育成・助長を図るなど、さまざまな児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とした児童厚生施設です。建物には集会室、遊戯室、図書室などを設けています。

活動内容は、運動や遊具による遊び、創作活動、季節の行事並びに親子クラブ、一輪車クラブ、けん玉クラブなどの自主的グループによる活動も実施されています。

阿波児童館

所 在 地 津山市阿波1782-1(平成7年4月開館)

敷地面積 854.64㎡ 建築面積 197.64㎡ 電話 46-2076(FAX兼用)

加茂児童館(ぐりむ児童館)

所 在 地 津山市加茂町中原97-1(昭和61年4月開館)

敷地面積 2,474㎡ 建築面積 296.68㎡ 電話 42-3168(FAX兼用)

中央児童館

所 在 地 津山市山北765(昭和53年4月開館)

敷地面積 800.00㎡ 建築面積 225.56㎡ 電話 22-2099(FAX兼用)

南児童館(ワイワイ児童館)

所 在 地 津山市横山 2 6 - 2 (平成 1 3 年 5 月開館)

敷地面積 861.00㎡ 建築面積 237.02㎡ 電話 24-4400(FAX兼用)

阿波児童館

	X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
児		童	1、855人	2、269人	2、416人	2、057人	1、875人
保	護	者	411人	316人	313人	320人	259人
团		体	268人	174人	133人	148人	86人
	計		2、534人	2、759人	2、862人	2、525人	2、220人
月	月 平 :		211人	230人	238人	210人	185人
1	日	平均	16人	17人	18人	16人	14人

加茂児童館

×	<u> </u>	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
児		童	6、841人	6、305人	7、665人	7、585人	5、183人
保	護	者	1、547人	1、526人	1、850人	1、953人	1、770人
寸		体	839人	688人	835人	541人	335人
	計		9、227人	8、519人	10、350人	10、079人	7、288人
月	月 平 均		769人	710人	863人	840人	607人
1	日 平	均	31人	29人	35人	35人	24人

中央児童館

	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
	<u> </u>	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
児		童	19、360 人	19、679人	19、144人	16、475人	15、984人			
保	護	者	8、063 人	7、251人	7、015人	6、176人	6、586人			
団		体	4、784 人	4、812 人	5、039人	4、243人	3、468人			
	計		32、207人	31、742人	31、198人	26、894人	26、038人			
月	平	均	2、684人	2、645人	2、600人	2、241人	2、170人			
1	日平	^互 均	112 人	109人	107人	93人	91人			

南児童館

X		分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
児		童	8、739人	9、090人	9、310人	9、094人	10、195人
保	護	者	3、885人	3、968人	3、813人	3、714人	4、368人
寸		体	2、484人	3、116人	3、141人	2、620人	3、156人
	計		15、108人	16、174人	16、264人	15、428人	17、719人
月	平	均	1、259人	1、348人	1、355人	1、286人	1、477人
1 E	3 平	均	52人	55人	56人	53人	61人

児 童 福 祉

児童福祉法は、すべての児童が国・地方公共団体及び保護者によってひとしく生活を保障され、心身ともに健全に育成されることを目的として制定されています。

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域子育て機能の低下など児童及び家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、次世代を担う子供を安心して生み育てられる環境づくりが急務の政策課題となってきています。そうした中で、市においては児童福祉施設の充実、保育所特別保育事業の実施、家庭児童相談室の設置、子ども手当、児童扶養手当等の支給、母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の実施、心身障害児の福祉増進などに努めています。

保 育 所

(1) 保育の実施

保育所は、保護者が労働に従事又は病気などにより、家庭において保育ができない場合に保護者の委託を受けて保育することを目的とし、次世代を担う心豊かな人間性をもった子どもを育てる場としての役割を果たす大切な児童福祉施設です。

保育の実施は、保育を希望する保護者からの申請に基づき、保育の入所基準に従って決定されます。保育料は保護者の負担能力に応じた金額で算定します。

保 育 所 入 所 状 況 (平成23年4月1日現在)

公和	私立	施設数	定員		λ	所	人	Į (,	人)		充足率
の	別	/ 心 市又 女义	(人)	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳~	計	(%)
公	立	5	550	16	58	92	120	149	152	587	106.7
私	立	2 3	2,420	166	355	457	507	548	517	2,550	105.4
į	it .	2 8	2,970	182	413	549	627	697	669	3,137	105.6
孚	L 幼	児 人		946	950	997	975	1,043	1,001	5,912	
孚		人口に占 率 (%)		19.2	43.5	55.1	64.3	66.8	66.8	53.1	

年度別入所状況

(年度末現在)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所人	員	3,336人	3,300人	3,392人	3,414人	3,426人
\	± ± 1	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
入所委託費 	言計	2,177,487	2,233,813	2,237,674	2、224,302	2,249,935

(2) 障害児保育(27ヵ所)

保育に欠ける障害児で、保育所での集団保育が可能な限り、保育所に受け入れて、 健常児と一緒に保育することが児童の福祉を図る上で望ましいとされるところから実施して います。一般的な条件としては、中程度までの障害児で集団保育が可能であり、日々通所で きる場合となっています。

年度別実施状況

(年度末現在)

X		分		平成18年度	平成19年度	平20年度	平成21年度	平成22年度
実	施	氪	数	19ヵ所	22ヵ所	26ヵ所	24ヶ所	27ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(3) 乳児保育(27カ所)

乳児保育は、熟練した保育技術はもちろんのこと、保育所の施設設備や運営面等に おいても整備され、乳児の生命の安全及びその心身の順調な発達が図られるよう十分 な配慮のもとで、乳児からの保育を実施しています。

年度別実施状況

(年度末現在)

	X	分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実	施	袁	数	27ヵ所	27ヵ所	28ヵ所	27ヵ所	27ヵ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(4) 延長保育(27カ所)

保護者の勤務や通勤時間等の理由で、保育の延長が必要な児童を対象に保育時間を 延長して、午後7時までの保育を実施しています。

年度別実施状況

(年度末現在)

X		分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実	施	袁	数	30ヵ所	30ヵ所	30ヵ所	27ヶ所	27ヶ所

(平成21年度より、勝北4 園が統合。)

(5) 一時預かり事業(15カ所)

育児疲れの解消や保護者の急病時、就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、入 所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するため、緊急・一時的に保育を希望す る場合に利用することができます。

非定型的保育サ - ビス

保護者の就労(再就職の準備)・職業訓練・就学形態等により、家庭における 保育が週に3日程度まで断続的に困難となる児童に対する保育

緊急保育サ - ビス

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、ボランティア活動、

地域社会活動、文化体育活動など社会的にやむを得ない事由により緊急・ - 時的に保育を必要とする児童に対する保育

私的理由による保育サ・ビス

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育

年度別実施状況

(年度末現在)

	X		分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
美	施	袁	数	11ヵ所	13ヵ所	13ヵ所	16ヶ所	15ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(6) 休日保育(3カ所)

保育の実施児童であって、保護者が休日等において保育できない場合に、事前に休 日保育事業の実施保育所に申込みをしたうえで利用することができます。

年度別実施状況

(年度末現在)

X	区分		分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実	施	袁	数	4ヵ所	3 ヵ所	3 ヵ所	3ヶ所	3ヶ所

(平成21年度より、勝北4園が統合。)

(7) 病児・病後児保育(1ヶ所)

病気回復期にある児童を病院に付設された専用室において、一時的に預かり、保護者の子育て支援と就労支援を図ることを目的に、平成14年度から実施しています。

(8) 子育て支援センタ - 事業(4カ所)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不 安等についての相談指導及び子育てサ - クル等への支援・地域への出前保育などを実 施しています。

(9) 保育所地域活動事業(27カ所)

保育所は地域に最も密着した保育(子育で)の専門施設として、地域住民のために活用することが求められており、具体的には、地域のお年寄りや保育所に通っていない児童との交流事業、保護者等への育児講座などの幅広い活動を行っています。

年度別実施状況

(年度末現在)

×	-	4	<u>4</u> ,	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実	施	悥	数	29ヵ所	30ヵ所	30ヵ所	27ヶ所	27ヶ所

(21年度より、勝北4園が統合。)

助 産 施 設

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保健上入院助産を受けることが必要であるが、経済 的理由により、入院できない妊産婦を入所させて助産を受けさせることができる施設として、 市内に1カ所あります。

年 度 別 実 施 状 況

(年度末現在)

X	-	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施	設	数	2ヵ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
定		員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
措	置	人数	4 人	1 人	2 人	3 人	7 人

児 童 手 当(特例給付)

児童手当は、国・地方公共団体・事業主の三者が費用負担し、児童を養育している家庭に 支給することによって、児童の養育費を補足し家庭における生活の安定に寄与するとともに、 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。(平 成22年4月から子ども手当に替わりました。)

- 1. 支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給
 - (1) 小学校修了前までの児童を養育している人
 - (2) その人の前年の収入が一定の額に満たないこと。
- 2. 支給額は、第1・2子についてはそれぞれ月額5,000円、3子以降の1人については 月額10,000円 3歳未満の乳幼児は、出生順位にかかわらず一律10,000円
- 3 . 支給月は、毎年 2 月 ・ 6 月 ・ 1 0 月にそれぞれの月の前月までの 4 カ月分をまとめて 支給

年度別支給状況

(2月末現在)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
旧辛工》	, 件数	8,079件	7,995件	7,957件	7,957件	7,819件
児童手旨	l 児童数	11,538人	11,408人	11,340人	11,264人	11,158人
特例給作	件数	133件	133件	130件	130件	130件
行可以加加	児童数	189人	179人	183人	179人	178人
<u></u>	件 数	8,212件	8,128件	8,087件	8,087件	7,949件
合 i	児童数	11,727人	11,587人	11,523人	11,443人	11,336人

- 1) 平成18年4月1日~ 小学校6年生まで対象年齢拡大
 - 所得制限の緩和
 - 2) 平成22年4月1日~ 子ども手当てに変更 平成22年6月に平成22年2・3月の2ヶ月分を支給

子ども手当

平成22年4月から従来の「児童手当」に替わり「子ども手当」が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに中学校修了前までの子どもの養育者に手当を支給する制度です。

対象となる子どもおよび手当額

- 1.支給対象者は、次の要件に該当する場合に支給 中学校修了前までの子どもを養育している方(父または母、養育者)が受給者となります。 父母の両方が養育しているときは、生計の主体者が受給者となります。
- 2. 支給額は、中学校修了前までの子ども1人につき月額13,000円
- 3. 支給月は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの10日(休日の場合は、その前日)に 前月までの4カ月分をまとめて支給

平成23年9月まで支給決定済 10月以降未決定

X 分 平成22年度 件 数 10.747件 子ども手当 児 童 数 14,671人 数 10,747件 合 計 児 童 数 14,671人

年度別支給状況 (2月末現在)

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母のいない家庭の児童もしくは実質的に父又は母が不在の状態にある家庭の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給される制度です。

- 1.対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で、次のいずれかに該当する児童です。
 - (1) 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
 - (2) 父又は母が死亡した児童
 - (3) 1年以上にわたり父又は母が生死不明か、父又は母から遺棄されている児童
 - (4) 1年以上にわたり父又は母が法律により拘禁されている児童
 - (5) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- 2 . 手当の額は、児童 1 人の場合は月額41,720円(平成23年度から41,550円に変更)・児童 2 人の場合は月額46,720円(平成23年度から46,550円)で以降 1 人増すごとに加算額は3,000円です。
- 3. 手当を請求する人の所得が一定金額以上あるときは、手当は一部又は全額支給されません。

- 4.対象児童や手当を受けようとする父母又は養育者が、公的年金を受けているか(老齢 福祉年金を除く。)労働基準法の遺族補償を受けることができるとき、また児童が児 童福祉施設に入所しているときなどの場合には手当は支給されません。
- 5.支給月は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの月の前月までの4か月分をまとめて 支給されます。

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

X	区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
支	給	件	数	1,071件	1,103件	1,106件	1,107件	1,202件

母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業とは、母子家庭のお母さんの就労を促進するために指定された講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給し、母子家庭の自立を支援する制度です。

- 1 . 対象となるのは市内に在住の 2 0 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母です。 所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります
- 2.対象となる講座は雇用保険制度による教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座です。
- 3. 受講料の20%(ただし、上限100,000円。4,000円に満たない場合は支給無し。)を 受講終了後に支給します。
- 4.訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座について事前相談が必要です。

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

	区分		平成19年度 平成20年度		平成21年度	平成22年度	
支	給	給 件 数		3件	2件	2件	1件

母子家庭高等技能訓練促進費等給付金

母子家庭の就労に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給し、母子家庭の自立を支援する制度です。

- 1 . 対象となるのは市内に在住の 2 0 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母です。 所得状況や養成機関での修業状況などの要件があります
- 2 . 対象となる資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士です
- 3. 高等技能訓練促進費の支給額は、市町村民税非課税世帯が月額141,000円、市町村民税課税世帯が月額70,500円となります。また、入学支援終了一時金の支給額は、市町村民税非課税世帯は50,000円、市町村民税課税世帯は25,000円となります。

平成24年3月31日までに修業を開始した場合、支給期間は修業期間の全期間

で、申請をした月から支給します。

- 4 . 給付金の支給を受けるためには、養成機関に入学する前に事前相談が必要です。 既に修業されている方で、給付を希望される方は、速やかにご相談ください。
- 5.申請時期は高等技能訓練促進費の場合、修業を開始した日以後。入学支援修了一時金 は訓練終了後30日以内となります。

年 度 別 支 給 状 況 (年度末現在)

	X	分		平成21年度	平成22年度
高	等		能	-	3件
訓	練 促	進	費		311
入	学	支	援		0件
修	了 一	時	金	-	OI T

平成22年度から開始された制度のため、平成21年以前の支給はありません。

遺児激励金

義務教育中の児童で、保護者の双方又は一方と死別した児童に対し、その児童の保護者又 は保護者に代って監護養育をしている者に支給し、遺児となった児童の健全な育成と福祉の 向上を図ることを目的とした制度です。

(支給額)

1. 入学激励金 1人につき 10,000円 (小・中学校に入学するとき)

2.卒業激励金 "10,000円(中学校を卒業するとき)

3.保護者死亡見舞金 "10,000円(遺児となったとき)

年 度 別 支 給 状 況

(年度末現在)

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入 学	激励金	10人	8人	14人	15人	16人
卒業	激励金	8人	12人	人8	6人	1 1人
保護者列	死亡見舞金	0人	6人	5人	1人	7人
合	計	18人	26人	2 7人	2 2 人	3 4人

母子・父子及び寡婦福祉

母子及び寡婦福祉法は、母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図ることを目的として制定されています。法の基本理念として国・地方公共団体は、母子家庭及び寡婦の福祉の増進についての責務を有し、すべての母子家庭の児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとなっています。

市では生活の安定と向上のために母子・寡婦福祉資金の貸付制度、父子家庭家事援助サービス事業、母子自立支援員による身上相談や自立に必要な指導業務を行っています。

母子・寡婦福祉資金貸付制度

- 1.母子・寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための資金を貸付けする制度です。
 - 1)貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、療養資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、児童扶養資金

2)貸付利率

無利子、又は年3%

年度別利用状況(新規)

Σ	<u> </u>	4	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸	付	件	数	1 2 件	9 件	1 1 件	8 件	8 件

母子自立支援員

母子自立支援員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、身 上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び寡婦福祉の増進のために、次の 業務を行っています。

- 1.母子・寡婦福祉資金の貸付け並びに償還に関する相談
- 2. 児童の養育・就学及び就職の問題や家庭紛争・再婚など生活一般に関する身上相談
- 3. その他

年度別相談件数

X	分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生 活	— 般	848件	939件	1,109件	947件	679件
児	童	174件	161件	325件	228件	118件
生 活	援護	798件	671件	649件	444件	273件
そ	の他			114件	90件	90件
	計	1,820件	1,771件	2,197件	1,727件	1,160件

母子福祉協力員

おおむね小学校区に1名の母子福祉協力員を配置し、生活に追われて地域から孤立しがちな社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭に対して、恒常的に訪問し、生活全般にわたる相談を行うことにより、地域における母子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、現在、市では23名の協力員に業務を委嘱しています。

年度別活動状況

Σ	区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
訪	問	件	数	353件	350件	374件	352件	370件

医療 福祉

子ども医療

出生の日から中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の自己負担額を公費で 負担する制度です。平成23年7月1日からは、自己負担割合は次の表のようになります。

対象児童	外来	入院
小学校就学前	無料	無料
小学校1年生~3年生	1割 (負担上限月額 44,400円)*	無料
小学校4年生~中学生	3割(助成なし)	無料

^{*}小学校1年生~3年生では、外来診療において保険診療分の1割を自己負担し、1ヵ月の自己負担額が44,400円を超えたときは、その超過分も公費負担となります。

子ども医療費受診件数及び公費負担額

年	度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件	数	123,751 件	126,829件	127,705件	121,416件	127,399件
公費負	負担額	288,889,728円	295,988,338円	256,153,058円	235,401,652円	254,173,041 円

- 1) H 9.4.1 改正 対象児を 1 歳未満 3 歳未満へ引き上げ、所得制限を設定
- 2)H11.4.1 改正 助成率を 8/10 10/10 へ引き上げ(所得制限適用分は単市負担)
- 3) H13.10.1 改正 償還給付から現物給付
- 4) H15.4.1 改正 対象児を3歳未満 4歳未満へ引き上げ
- 5) H16.4.1 改正 対象児を4歳未満 5歳未満へ引き上げ
- 6) H17.4.1 改正 対象児を5歳未満 6歳未満へ引き上げ
- 7) H18.4.1 改正 対象児を 6 歳未満 小学校就学前までに引き上げ
- 8) H22.10.1 改正 「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に変更

入院診療分について、対象児を小学校就学前 中学校3年生修了までに引き上げ

9) H23.7.1 改正 外来診療分について、対象児を小学校就学前 小学校3年生修了までに引き上げ

ひとり親家庭等医療

母子家庭の児童及び母、あるいは父母のない児童並びに父母のない児童と同居して養育している配偶者のない者に、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。(「児童」とは、18歳未満の者又は20歳に達する日の属する年度の末日までの間において、高等学校に在学する者)

ただし、所得税非課税である母又は父母のない児童と同居して養育している配偶者のない者が受給対象者となります。公費負担額は医療費の自己負担額から一部負担金(定率制・定額制の医療機関によって異なります。)を差し引いた額となります。

ひとり親家庭等医療費受診件数及び公費負担額

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	22,197件	23,631 件	23,986 件	23,766 件	24,192件
公費負担額	52,327,426円	51,516,112円	52,823,244 円	53,197,536円	57,057,131円

¹⁾ H13.10.1 改正 償還給付から現物給付へ

ひとり親家庭等医療費受給者

年	度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ひとり親家	庭等の父母	978 人	994 人	1,003人	893 人	1,081人
ひとり親家	庭等の児童	1,655人	1,700人	1,703人	1,503人	1,372人
父母のな	よい児童	0人	1人	2人	0人	0人
合	計	2,633人	2,695人	2,695人	2,396人	2,453人

津 山 市 立 保 育 所

保育所運営事業

保育に欠ける家庭の乳幼児を対象に、養護と教育を主体に保育を行っている。

1. 施設の概要

名称	所在	王地	定員	園児数(4/1現在)	建築年度
一宮保育所	津山市	市東一宮1227	120名	127名	S53改築
公郷保育所	"	加茂町公郷1565	3 0 名	40名	S51新築
勝北風の子こども園	<i>"</i>	新野東600-1	200名	2 1 0 名	H 2 0 "
久米保育所	"	南方中1744-1	140名	155名	H 1 1 "
倭文保育所	"	里公文1754-1	6 0 名	6 5 名	H 2 1 "
		計	550名	5 9 7名	

2.特別保育

(1)障害児保育

保育に欠ける障害児で、保育所で行う保育になじむ児童を受け入れている。

条件として、一般的に中程度までの障害児で集団保育が可能で日々通所できること。 公郷保育所以外の保育所で実施。

(2)乳児保育

保育所ではおおむね6ケ月以上の乳児を受け入れている。

公郷保育所以外の保育所で実施。

(3)延長保育

保護者の勤務や通勤時間等の理由により午後7時まで延長して保育を行っている。 公郷保育所以外の保育所で実施。

(4)一時預かり事業

入所児童以外の児童の一時的な保育需要に対応するためや保護者の傷病・入院等による緊急・一時的に保育を希望する場合に利用できる。

23年度は勝北風の子こども園、久米保育所で実施。

子育て支援センタ 事業

市立保育所では一宮保育所、勝北風の子こども園、久米保育所で実施しており、現在子育で中の家庭への支援を行っている。(電話やインターネットを利用しての子育で相談、地域への出前保育等)

・一宮保育所 「すこやか子育て相談センター」(平成5年10月開設)

TEL27-2241 (FAX27-0300)

・勝北風の子こども園 「地域子育て支援センター」(平成21年4月開設)

TEL36-8844 (FAX27-8845)

・久米保育所 「地域子育て支援センター」(平成11年4月開設)

TEL57-2501 (FAX57-2308)

津 山 市 立 幼 稚 園

幼稚園の教育

幼稚園は子どもが初めて出会う学校であり、幼稚園教育要領に基づき、小学校入学までの幼児に集団で生活することを通じて、さまざまな教育を行っている。

1. 施設の概要

· // // // // // // // // // // // // //	~			
名称	所在地	定員	園児数(4/1 現在)	建(改)築年度
西幼稚園	津山市小田中1364-1	140名	2 8 名	S 4 2
東幼稚園	津山市林田767-1	210名	4 9 名	S 5 3
河辺幼稚園	津山市国分寺1122	140名	3 1名	H 2
大崎幼稚園	津山市金井11-10	70名	2 1名	H 1
院庄幼稚園	津山市院庄1041	70名	1 4 名	H 1 2
鶴山幼稚園	津山市小田中184	210名	5 6 名	S 4 0
田邑幼稚園	津山市上田邑11	70名	8名	S 5 3
佐良山幼稚園	津山市皿672	140名	2 1名	S 3 9
高田幼稚園	津山市下横野1172-5	70名	4 9 名	S 5 7
清泉幼稚園	津山市綾部393-1	70名	1 1名	S 4 4
成名幼稚園	津山市野村135-8	70名	4 3 名	S 5 5
二宮幼稚園	津山市二宮1977	105名	15名	S 5 2
加茂幼稚園	津山市加茂町塔中147-1	105名	3 0 名	H 5
阿波幼稚園	津山市阿波1788-1	105名	5名	H 1 0
	計 1	,575名	3 7 9 名	

2. 入園状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

施設数	定員(名)		入 園 児 数 (名)				
/地立又女人	/////////////////////////////////////		4 歳	5 歳	合計	(%)	
1 4	14 1,575		1 8 0	1 9 9	3 7 9	24.2	
幼児	人口	9 7 5	1 ,0 4 3	1 ,001	3,019		
幼児人口 入園率	に占める (%)	0.3	17.3	19.9	12.6		

3. 未就園児交流事業

幼稚園では地域に親しまれ、身近な遊び場として利用される幼稚園づくりを目指して、未就園児を対象に園庭や施設を開放している。(絵本の読み聞かせ、園行事への参加、幼稚園児との交流等)

児 童 相 談

児童相談窓口

児童福祉法の改正により市町村も児童相談業務を担うこととなり、児童相談窓口が設置され、児童虐待の通告先となりました。また、関係機関と連携しながら、児童虐待だけでなく、養育支援が特に必要である児童や、妊婦に対する支援も行うこととなっています。津山市では平成17年4月1日より児童相談員を配置し、子育ての悩み、子どもの発達、性格・行動・しつけ、非行、子どもの虐待など児童のかかえる問題、課題を児童相談所等の他の機関と連携を図りながら相談指導しています。

平成22年度 平成21年度 $\overline{\mathsf{X}}$ 分 新規件数 延べ相談 新規件数 延べ相談 虐 待 46 件 90 件 53 件 75 件 護 養 そ 7 件 12 件 13 件 15 件 ഗ 他 保 健 0 件 0 件 6 件 8 件 膧 4 件 害 2 件 3 件 3 件 非 行 0 件 0 件 0 件 0 件 性 格 1 件 1 件 0 件 0 件 不 校 2 件 2 件 2 件 3 件 登 育 成 適 正 0 件 0 件 2 件 2 件 育児・しつけ 4 件 8 件 1 件 1 件 そ 他 6 件 6 件 7 件 11 件 ത 計 68 件 122 件 87 件 119 件

児 童 相 談 種 類 別 新 規 受 付 状 況

家庭児童相談室

家庭児童相談室は市立中央児童館に併設して設置しています。この家庭児童相談室は児童の養育の適正化、家庭内における人間関係の健全化等、家庭児童福祉の向上を図るために設けられています。ここでは家庭児童相談員が家庭における子どもの生活・習慣や知能・言語・学校生活などのさまざまな相談指導業務を行っています。

所在:津山市山北765 敷地は児童館用地を借用 建築面積33.12㎡

電話:24-2480

年 度 別 相 談 別 件 数

	X	分	,	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
性格	・生	三活習(貫等	149 件	154 件	113 件	143 件	139 件
知	能	言	語	60 件	48 件	21 件	41 件	23 件
174	+*	人間	関係	90 件	57 件	64 件	65 件	87 件
学 生活	校上生	登校	巨否	51 件	11 件	23 件	8 件	15 件
土冶	। र	その	他	84 件	81 件	63 件	76 件	87 件
非			行	1 件	0 件	1 件	3 件	6 件
家	族	関	係	37 件	33 件	62 件	61 件	108 件
環	境	福	祉	29 件	47 件	41 件	46 件	34 件
心	身	障	害	50 件	43 件	20 件	26 件	50 件
そ		の	他	149 件	165 件	142 件	141 件	142 件
		計		624 件	715 件	550 件	610 件	691 件

平成22年度から下記のとおり集計方法が変更になりました。

	X	分	•		平成 22 年度
≠	÷茬	虐	1	待	1 件
養	護	そ	の	他	38 件
保				健	36 件
障				害	25 件
非				行	6 件
		性		格	104 件
去	-1:	不	登	校	28 件
育	成	適		正	20 件
		育児	· し	つけ	108 件
そ	σ)		他	96 件
	計	<u> </u>			462 件

地 域 医療

救急医療

津山市と津山市医師会は、津山中央病院に救命救急センターが開設されたことを契機に、これまでよりさらに充実した「救急体制21」を発足させた。

平成18年4月からは、津山中央病院と津山第一病院を拠点にした新しい救急医療体制を下記のとおり整備している。

一次(初期)救急医療体制

・《夜間当番》 津山中央病院及び津山第一病院により夜間の初期救急

患者に対する医療を実施。

・《休日昼間当番》 当番病院により、休日昼間の初期救急患者に対する医

療を実施。

二次(重症)救急医療体制 休日昼間の一次救急医療で対応できない重症患者に対

する救急医療体制。津山・英田圏域内6医療機関によ

る当番制で実施。

三次(重篤)救急医療体制 津山中央病院救命救急センターにおいて、24時間体制

で重篤患者に対する医療を実施。

小児救急医療体制 24 時間体制で小児救急医療体制を確保するため、津山

中央病院において平成 20 年 10 月から小児救急医療拠 点病院運営事業を実施。地域の開業医の協力による支

援体制も整えられている。

津山歯科医師会の協力により、下記のとおり休日歯科救急診療体制を整備している。

休日歯科救急診療体制 津山歯科医療センターにおいて当番制により、休日昼

間の歯科救急患者に対する医療を実施。

障害者歯科診療 毎月第2・4日曜日に実施。 高齢者歯科検診 奇数月の第3日曜日に実施。 母親歯科教室 偶数月の第3日曜日に実施。

寝たきり老人歯科診療 随時実施。

保 健 指 導

予防接種

なるべく早い時期に予防接種を受けて、病気の感染を予防することが必要である。

種 類	対 象	接種場所
日 本 脳 炎	6 か月~16 歳の一部	市内協力医療機関
	(標準的な接種期間は36ヶ月から)	
三種混合	生後3か月~90か月未満・小6(二混)	市内協力医療機関
ポーリーオ	生後3か月~90か月未満	津山すこやか・こ
		どもセンター
	1期 12 か月~2 4 か月未満	
 風疹・麻疹	2期 5歳以上7歳未満の者で小学校入学前の一年間	市内協力医療機関
風疹	3期 中学校1年相当年齢	叩闪励力达炼饿 别
	4期 高校3年生相当年齢	
インフルエンザ	65 歳以上の人及び 60~64 歳で一定の障害を有する人	市内協力医療機関
B C G	生後3か月~6か月未満	市内協力医療機関

三種混合はジフテリア、百日咳、破傷風の3種類のワクチンが入った予防接種である。 日本脳炎の予防接種は、平成7年6月1日~平成19年4月1日生まれの方に定期接種ができるようになりました。

麻しん・風しんはそれぞれの単独ワクチン又は混合ワクチンのどちらかを接種する。 麻しん・風しん予防接種の3期・4期は平成20年度から5年間のみ実施。

献 血

医学が進歩した現在においても、輸血用血液を人工的につくることはできない。 献血は、見知らぬ誰かのために健康な私たちが血液を無償で提供するボランティアである。 《献血のできる人》

満 16 歳以上 70 歳未満で、体重が男性 45 kg、女性 40 kg以上の人(65 歳以上の人は、60~64 歳で献血経験のある人)

《定期献血》

とき 毎月第4金曜日

10:00 ~ 11:30

12:30 ~ 15:30

場 所 市役所1階市民ホール

採血した血液で、生化学検査(献血者全員) 血球計数検査(献血者全員)を実施し、 本人に通知がある。

表 市民の献血状況(延べ人数)

年	度	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人	数	4,182 人	4,115 人	4,191 人	4,110人	4,190 人

母子保健対策事業

乳幼児健康診査

乳幼児の心身の発育・発達状態の診察、育児相談等を実施している。(無料)

健	診	対 象	場所	通知方法等
		4 か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
乳児健康詞	診査	6~7か月になる月	│ - 県内協力医療機関	母子手帳の無料券を利用し
		9~10 か月になる月	7 宗内协力达炼俄舆 	て個人で随時受診
1 歳 6 7 健 康	か 月 児 診 査	1歳7か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり
3 歳 健 康	児 診 査	3歳1か月になる月	津山すこやか・こどもセンター	個人通知あり

乳幼児健康診査受診率

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
乳 児 健康 診査	96.4%	92.4%	92.5%	93.0%	94.6%
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	94.0%	91.3%	92.9%	94.3%	93.7%
3 歳 児健康 診査	92.3%	88.6%	89.8%	91.0%	93.1%

妊婦医療機関健診

妊娠中は、健康管理のため定期的に健診を受ける必要がある。

健診の受診券枚数

妊婦一般健診(妊娠中14枚)

妊婦歯科検診(奇数月 第3日曜日 津山歯科医療センター 要予約)

乳幼児・妊産婦相談

場 所 津山すこやか・こどもセンター

と き 毎週月曜日 10 時~12 時

場 所 加茂町児童館

と き 毎月第2水曜日 10時~11時30分

場 所 勝北保健福祉センター

と き 毎月第4火曜日 10時~11時30分

場 所 久米保健センター

と き 毎月第1火曜日 10~12時

内 容 身長・体重測定、検尿、離乳食指導、予防接種説明、その他育児に 関することや妊娠中の相談など。

地域の公民館、公会堂でも実施している。 阿波児童館でも実施している。(随時)

乳幼児電話相談(すくすく育児テレフォン)

育児に関することを気軽に相談できるように専用電話を開設している。

保健師・栄養士・看護師が相談に答える。

TEL.23-1972 (平日8時30分~17時15分)

妊娠届出

お母さんとお子さんの健康を守るため、妊娠された方に、届け出により母子健康手帳を交付する。健康記録として診察や保健指導の記録に、また、健康状態、健診結果などの覚え書として利用する。

* 各支所でも母子健康手帳の交付を行っている。

訪問指導

新生児、ハイリスク妊産婦、ハイリスク乳児等に対して、保健師が訪問する。

妊婦学級(妊婦ぽんぽこ学級)

妊娠中に気をつけたいことや育児についてなど、みんなで楽しく学習する。

4~5月、8月、10~11月、2月に実施。1クール3回コース。

会場は津山すこやか・こどもセンター・男女共同参画センターさんさん(アルネ津山5階)。

申し込みが必要。費用負担は調理実習材料代200円。

離乳食教室

7~11 カ月ごろの離乳食の調理方法と進め方を勉強する。(申し込みが必要) 会 場 津山すこやか・こどもセンター 年10回

健康増進法関係事業

平成18年の医療制度改革で老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。

平成19年度末に老人保健法が廃止され、特定健康診査、特定保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法に基づく事業として引き続き実施することとされた。

平成10年度に老人保健法に基づかない事業と整理されたがん検診についても健康増進法に基づく事業として位置づけられた。

健康手帳の交付

特定健診、保健指導等の記録や、健康保持のために必要な事項を記入するなど、自らの健康管理に役立てていただくため、交付希望者に健康手帳を配付している。

健康教育

健診終了後、生活習慣病予防・転倒予防・認知症予防のことなど、健康に関する正しい知識を広めるために、津山すこやか・こどもセンター、公民館などで講座を開催する。また、出前健康づくり講座として、町内会やグループを対象に保健師、栄養士、作業療法士などを派遣する。

健康相談

ア 一般健康相談

と き 毎週月曜日10時~12時

場 所 津山すこやか・こどもセンター

内 容 血圧測定、尿検査、身体測定、体脂肪測定、その他健康に関する相談

イ 骨密度測定(健康増進課に要予約)

対 象 20歳から80歳の方

時と場所 津山すこやか・こどもセンター:毎月1回、各支所:年1回程度

ウ 総合健康相談

平成 12 年度から、高齢者対応の総合健康相談窓口を常時設け、心と体の相談を通じて高齢期の健康管理を支援しています。

健康診查

津山市国民健康保険特定健診は、国民健康保険の事業であるが、健診実施については 健康増進課が保険年金課と共同で所管している。

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診を行い、 早期介入し、重症化の予防を行うための健診である。

高齢者健診については、高齢者の健康的な生活の確保・介護予防の視点から、糖尿病等の生活習慣病等の早期発見を目的とする健診とする。

がん検診等は、がんの早期発見・早期治療を目的として実施している。

(医療機関での健(検)診)(各支所地域では集団検診も実施している(別途料金が必要))

検診名	該当者・内容	実施場所・期間	料	金
作成の口	成 d d · M d	关心场们·知间	69 歳以下	70 歳以上
津山市国保	津山市国保被保険者で年度内	津山市、苫田郡、勝	津山市国保	津山市国保
特定健診	に 40~74 歳になる者	田郡、美作市の医療	被保険者	被保険者
	身体計測・血圧・検尿・肝機	機関	1,800 円	900 円

	能検査・診察・心電図・貧血検 査等	6月~1月		
津山市健康	津山市に住民票があり、今年度	市内の医療機関	-	900 円
診査 	1月までに 75 歳になる者	6月~1月		
	津山市に住民票がある生活保	市内の医療機関 	無料	無料
	護受給者 	6月~1月		
	身体計測・血圧・検尿・肝機			
	能検査・診察. 心電図・貧血検			
	查等			
津山市高齢	津山市に住民票があり、年度内	市内の医療機関	-	900円
者健康診査	に 76 歳以上になる方	6月~1月		
	身体計測・血圧・検尿・肝機			
	能検査・診察・心電図・貧血検			
	查等			
胃がん検診	40 歳以上	市内の医療機関	3,600 円	1,200 円
	対象者のうち、医師により胃X	6月~1月		
	線検査が困難と判断された者			
	は、内視鏡検査受診可能			
結 核・	40 歳以上	市内の医療機関	1,000 円	300 円
肺がん検診		6月~1月		
大腸がん	40 歳以上	市内の医療機関	1,300 円	400 円
検診(便潜		6月~1月		
血検査)				
子宮(頚部)	20 歳以上の女性	市内の産婦人科医療	1,900 円	600 円
がん検診		機関及び検診機関		
		6月~1月		
乳がん検診	30 歳以上の女性	市内の実施医療機関	800 円	200 円
(40~69 歳	視触診	6月~1月		
の女性はど	40~69 歳の女性	赤堀・津山中央・	2,300 円	-
ちらか一方	マンモグラフィと併用検診	ES・津山第一病院		
で受診)		中国労働衛生協会		
		6月~1月		
肝炎ウィル	40 歳以上の方で、肝炎ウィル	市内の実施医療機関	B·C1000円	400 円
ス 検 診	ス検診を受けたことがない方	6月~1月	С 900円	300 円
			В 500円	200 円
前立腺がん	50~69 歳の男性	市内の実施医療機関	600円	-
検 診		6月~1月		
*****	414			

- ・ 該当者は、平成 24 年 3 月 31 日現在でその年齢になる人
- ・ 津山市広報(平成23年5月号及び6月号)で健(検)診の啓発をする

- ・ 料金は、津山市国保特定健診は国保世帯で県市民税非課税世帯であれば減免(要申請) 他の健(検)診は、生活保護世帯(要申請) 県市民税非課税世帯(要申請)は無料
- ・医療機関や健(検)診により予約が必要な場合がある。

表 健康診査受診率

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
基本健康診査	50.5%	48.3%	29.1%	19.7%	36.7%
胃がん検診	43.0%	42.8%	15.8%	14.7%	15.6%
子宮がん検診	23.5%	24.4%	10.4%	12.2%	15.9%
乳がん検診	32.1%	33.2%	14.4%	16.7%	18.1%
肺がん検診	57.7%	54.0%	24.8%	24.0%	24.5%
大腸がん検診	49.6%	49.1%	21.1%	20.5%	21.8%

^{*} 平成 20 年度から基本健康診査は廃止され、特定健診・高齢者健診・津山市健診として実施している。平成 20 年度からは津山市健診を計上している。

訪問指導

健診の要指導者等(健診後のフォローアップ対象者、健康相談を受けた者を含む)や 介護予防の観点から支援が必要な者、及び介護に携わる家族を中心に、保健師等が実施 している。

精神保健福祉関係事業

精神障害者の福祉サービスは、障害福祉課が対応し、継続支援が必要な人の相談・支援を 健康増進課で実施している。

事業名	事業内容
	出かける場所の提供と、仲間づくり・情報交換・ピアカウンセリングの場と
患者会・家族会	しての開催
	茶話会等を実施
相談	随時、電話・窓口等で受け付けている
家庭訪問	支援が必要な人及び家族を中心に保健師が実施している

区分	年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	実人員	3 2 2人	289人	186人	298人
伊伊師の註	+口 ∸火	144人	110人	9 7人	118人
保健師の訪問・相談状況	相談	(延べ 600 人)	(延べ301人)	(延べ253人)	(延べ729人)
	訪問	179人	205人	157人	179人
	訪問	(延べ505人)	(延べ 597人)	(延べ370人)	(延べ 589 人)

健康づくり推進事業

市民が生涯を通じて、健康で生きがいのある生活を実現することを目的に、市民の健康づくりや要援護者・家庭の地域援護ネットワーク活動の総合的かつ効率的な推進を図るため、「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」(平成5年度)を設置し、その地域組織として市内44連合町内会支部ごとに「市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議」を組織化している。支部推進会議には、単位町内会ごとに設置された町内会健康福祉委員会を町内会役員、民生・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ役員などで構成し、健康づくり活動、在宅援護活動、教育・情報活動、その他三世代交流事業などの活動を行っている。

また、生活習慣病やがんを予防し、寝たきりや認知症など介護の必要な状態にならないよう健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るための健康づくりを推進するために策定した「健康つやま21」計画を「市民の健康と福祉のまちづくり推進会議」と連携し事業推進に努めている。

食育推進事業

食育基本法第18条第1項、津山市食育推進会議条例に基づき、平成19年12月に策定した「津山市食育推進計画」では、「健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市(まち)」を目指して、家庭を中心として地域、教育現場(保育所、幼稚園、学校)、生産者・食品関連事業者等さまざまな分野において総合的に食育を推進し、また行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働で津山らしさを生かした食育を推進する。

計画の中には市民がわかりやすく親しみを持って食育に取り組めるように「食育指針つやま」を定め、具体的な数値目標を掲げている。

		事	Ì	業	名			回数	延べ人員
津	Щ	市	食育	育 推	進	会	議	1	13
津	ЩТ	市 食	育力	住 進	本 部	会	議	1	13
津	山市	食	育推	進チ	<u> </u>	公 会	議	2	22
津	市山	食育	推進	本 部	事 務	局 会	議	2	21
食	育	推	進	1	ベ	ン	7	6	655

(平成22年度 食育推進事業)

愛育委員・栄養委員

愛育委員

昭和30年、現在の岡山県愛育委員連合会が結成。津山市では昭和31年の佐良山地区に始まり、昭和35年4月、全25地区315名で津山市愛育委員協議会が発足した。昭和37年には岡山県愛育委員連合会に加盟し、津山市愛育委員連合会と改称。平成17年2月28日の合併により、26支部から現在は44支部になり、時代の変遷とともに活動分野も広がり、母子保健は勿論のこと、市民の生涯にわたる健康づくりのために幅広い活動を続けている。

栄養委員

戦後の食糧不足の続く中、栄養失調等による病人も多く、地域の女性たちの「生きるための栄養改善運動」が自然発生的に開始され、津山市においても組織化の気運が高まり、昭和37年7月、津山市栄養改善協議会が誕生(婦人会が母体で、全市的ではなかった。)した。昭和53年4月には、旧津山市栄養改善協議会を発展的に解消し、津山市栄養改善協議会として新たに発足した。愛育委員とは兼務であり、全市25地区513名の委員が選出され、その後市連合町内会の区域変更に伴い、現在愛育組織と同じ支部となっている。平成17年2月28日の合併により、26支部から現在は44支部になっている。

活動目標や任務は、乳幼児から高齢者までの生涯を通じて食事・運動・休養など生活習慣を改善し健康づくりを進めることなど、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、行政機関や団体等と連携・協力しながら栄養委員活動を行っている。

平成 23 年度津山市愛育委員連合会及び津山市栄養改善協議会

スローガン

「健康おかやま21」「健やか親子21」「健康つやま21」を推進しましょう。 地域で抱きしめる子育てを愛言葉で活動しましょう。

活動目標

母と子の健康づくりのための支援

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防や寝たきりゼロを目指して、すこやかな老後が送れるよう支援

女性のがん検診普及の推進

正しい食生活の普及・啓発と食育の推進

生涯自分の歯で食べる 8020 運動の推進

みんなの健康を守るための禁煙の輪を広げる

地域全体の健康意識の向上に努める

心の健康づくりの推進

津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会の委員数

	年	度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ſ	人	員	1,139 名	1,143 名	1,143 名	1,120 名	1,120 名

委員は、町内会から選出された健康づくりボランティアで、任期は2年

地域療育推進事業(療育センター)

児童デイサービス「てけてけ」

- り 心身に障害やその疑いのある幼児に対し、基本的な生活動作の習得と、集団生活 への適応を目指して、児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に 応じて適切な指導及び訓練を行うこと。
- 対 **象** 児 津山市内に在住している就学前の幼児(障害福祉サービスにかかる介護給付費の 支給決定を受けていることが必要)

利用負担額 厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の1割で、利用者負担額上限額内

内 容

集団訓練

毎週1回1時間程度

集団への参加、適応を目的とし対人社会性の向上を目指す。

物や人への興味を拡大していく。

遊びの経験を通しルールや他者とのかかわり方を学ぶ。

体の使い方、動かし方を学ぶ。

道具の扱い方、作る楽しさを学ぶ。

個別訓練

各専門スタッフが幼児の状態に応じた練習のなかで発達を促す。

心理療法(臨床心理士等)... 月1~2回各40分

遊びや教材を通じて、興味の拡大や対人関係の改善など社会性の発達、

ソーシャルスキル、認知的な側面についての発達を促す。

言語療法(言語聴覚士)月1回30分

話ことば、ジェスチャー、文字、コミュニケーション全般の発達を促す。

作業療法(作業療法士)月1回40分

日常生活で必要な様々な動作が円滑に行えるよう運動や遊びを通じて働きかける。

療育検診

訓練を受けている幼児を対象に行う定期検診。

医師(旭川児童院)による診察と訓練スタッフによる発達検査。

診断を行い、今後の療育の方向性を検討する。

年度別訓練利用状況

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
療育相談	297 件	238 件	282 件	212 件	158 件
デイサービス					
月毎件数合計	633 人	705 人	1,028 人	987 人	1,053 人
デイサービス					
延べ件数合計	1,234 人	1,555 人	2,403 人	2,369 人	2,170 人

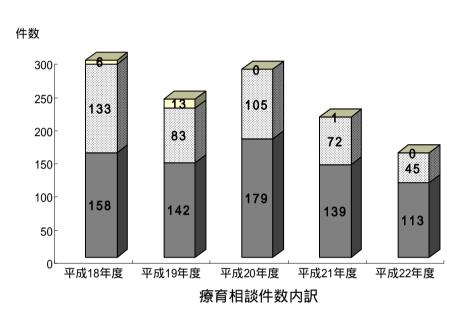
療育相談

療育についての総合的な相談対応。

相談は18歳以下のお子さんが対象です。

幼児、児童の発達についての不安や悩みへの相談、療育情報の提供を行う。 保育士、幼稚園教諭、学校教諭等への療育相談、技術提供・指導を行う。

利用状況



□ 18歳以上 図 小学生以上 ■ 就学前

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
就学前	158 件	142 件	179 件	139 件	113 件
小学生以上	133 件	83 件	105 件	72 件	45 件
18 歳以上	6件	13 件	0 件	1 件	0 件
合計	297 件	238 件	284 件	212 件	158 件

巡回相談

目的

就学前、就学後を通じ、子どもたちが過ごしている園や学校で日常の様子を見ながら対象児の特性に応じた対応方法を共有するため、現場に出向いて相談支援を行う。対象児に関わる担任のみならず、園・学校全体での理解と支援技術の向上を図る。

巡回相談場所	回数(校数・園数)	人	数(延べ)
幼稚園	3回(3園)		45 人
保育所(園)	7回(7園)		68 人
小学校	1回(1校)		10 人

取りまとめは学校教育課

津山市地域療育研修会

目 的

障害のある子どもたちに合った適切な支援は、より良い育ちや自立した生活を送ること、豊かな将来につながる大切なものである。また、生まれ育った地域で安心して暮らしていくためには、障害児とその家族を地域全体で支える意識やシステムが欠かせない。そのためには、幅広く多くの方々に理解していただくことが大切である。

様々な視点からの療育テーマを設定し、研修することにより、適切な支援につながる 理解を深め、障害児の健やかな育ちを支援することを目的に開催する。

内 容

実施時期	対 象 者	内容	参加者数
22.12.8	保護者・支援者	講演「豊かな思春期・青年期に向けての準備」	100 人
		 川崎医療福祉大学 小林 信篤 准教授	
		川岬区凉油亚八子 小外 旧岛 准软纹	

津山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあります。民間福祉団体である社会福祉協議会は、地域の中で福祉を目的とする活動を住民の皆さんを中心としたネットワークを築く中で展開し、それぞれの地域の特性を活かしたぬくもりのある福祉のまちづくりをすすめております。

高齢者・障害者・子育て支援、地域住民のふれあい活動や福祉サービス事業など、津山市社会 福祉協議会の事業を以下の柱を基本計画としすすめてきました。

基本計画

- 1, 福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開
- 2 , 住民・団体の自主的参加活動の促進
- 3 , 福祉の教育、福祉コミュニティづくり
- 4 , 支援を必要とする方への地域福祉活動
- 5 , 福祉支援の体制づくり
- 6 , 介護保険法、障害者自立支援法による指定事業
- 7. 社会福祉協議会の充実強化

福祉問題の把握・福祉情報の提供と公開

- ・ 広報紙の発行・・・・・・・・年4回 全戸配布
- ・ 福祉調査活動の実施
- ・ 情報パンフレットの作製
- ・ 福祉総合相談センター事業・・・ (本所)福祉総合相談 毎月第2水曜日

(加茂)心配ごと相談 毎月第2水曜日

(勝北)心配ごと相談 毎月第3木曜日

(久米)心配ごと相談 毎月20日

- ・福祉台帳の整備・・・・・・・・高齢者緊急連絡先表
- ・ 社会福祉大会、講演会の開催・・・・各年1回
- ・ ホームページの開設

住民・団体の自主的参加活動の促進

ボランティア講座の開催・・・・・ボランティアスクール

技能講座(手話・点字・朗読・要約筆記)

- ・ ボランティアグループの育成援助・・25サークル
- ・ ボランティア保険加入助成・・・・381名分
- ・ ボランティア活動の需給調整
- ・ 当事者組織の育成援助・・・・・・津山市介護者の会

津山市認知症の人と家族の会

一人暮らし老人の会「すみれ会」

- ・ 高齢者、障害者の社会参加活動の促進
- ・ NPO団体との連携・・・・・・つやま市民活動センターへの参画
- ・ おもちゃ図書館の開設・・・・・・毎月第1日曜日、第2・4土曜日

福祉	の教育、福祉コミュニティづくり
•	津山流住民主体の小地域ケアシステム構築事業
•	地域型福祉学習事業
•	市民の健康と福祉のまちづくり推進会議との連携
•	緊急連絡カードの設置
•	地域の福祉を考えるつどい・・・・・・・・随時
•	地域リーダー福祉会義
•	福祉教育推進校の指定
	出前福祉体験教室
	ふれあいサロンの支援・・・・・・・・・181サロン
支援	を必要とする方への地域福祉活動
•	介護用具の貸し出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	高齢者の料理教室の開催・・・・・・・・5回
•	さわやかテレホンサービス・・・・・・・毎週月・火曜日
•	7,8177777777
	障害児体験教室・・・・・・・・・・・・・・・・6日間
	おめでとう訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	子育て器具の貸し出し事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
·	親子クラブへの支援・・・・・・・・・・・19クラブ
СШ,2	発託事業) - ホールヘルパー派書車業(京学者)、・・・・・利田老孫400夕
	ホームヘルパー派遣事業 (高齢者)・・・・・・利用者延409名 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・相談件数12,133件
	プラン作成延件数9,195件
	・包括6,679件
	・委託2,516件
•	福祉バスの運行・・・・・・・・・・・・・・・・・利用者延4,024名
•	
(県社	比協受託事業)
•	地域福祉権利擁護事業・・・・・・・・・・契約件数45件
•	生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	歳末助け合い運動・・・・・・・・・・・・・・・・・募金額4,655,403円
介護	保険事業
•	介護プラン作成センターの経営・・・・・・・利用者延1,570名
•	訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・利用者延21,265名
•	訪問入浴サービスセンターの経営・・・・・・利用者延1,733名
•	デイサービスセンターの経営・・・・・・・・利用者延2,207名
障害	者自立支援事業
•	訪問介護サービスセンターの経営・・・・・・利用者延2,772名
-	福祉協議会の充実強化
	自主財源の確保
	施設の管理運営
	(津山市総合福祉会館・津山老人福祉センター・加茂町福祉センター・阿波保健福祉センター 既北京教者共同佐港氏)
	ー・勝北高齢者共同作業所)

社会福祉施設等一覧表

平成23年4月1日現在

種 別	施設名	所 在 地	経 営 主 体	代表者	施設長	認可年月日	定 員	電話
障害者福祉センター	津山市障害者福祉センター 神 南 備 園	大谷600	津山市	津山市長	福島 敏子	H 6. 4.28		24-9402
救 護 施 設	津 山 広 済 寮	小田中1412	(福)広済会	清田 寂順	清田 寂順	\$32.11.21	80	22-2606
救 護 施 設	三楽園	一方218-1	(福)江原恵明会	江原 秀国	二木 成和	H 9. 4. 1	30	22-7347
授 産 施 設	友 楽 荘	一方137-5	(福)江原恵明会	江原 秀国	坪内 敏郎	\$60. 4. 8	30	23-8333
施設入所支援・ 生活介護	障害者支援施設あすなろ園	西下1003-1	(福)慈風会	花房 稔雄	花房 宏祐	H23. 4. 1	入所 80	36-3606
施設入所支援・ 生活介護	障がい者支援施設みすず荘	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	小林 和彦	木多 武蔵	H23. 1. 1	50	26-3118
施設入所支援・ 生活介護	障害者支援施設ココロみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守雄	須江 誠	H21. 4. 1	80	28-0522
施設入所支援・生 活介護・ 就労移行支援・就 労継続支援B型	障害者支援施設ライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守雄	中井 孝治	H23. 4. 1	生活 60 入所 30	28-0522
施設入所支援・生活介護・ 自立訓練(生活訓練)	津山ひかり学園ひかりの杜	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	溝曽路 賢	H19. 4. 1	入所 60 生活 54 自立 6	26-1091
就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	津山ひかり学園ひかりの丘	川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	清水 和泉	H19. 4. 1	移行 10 継続 30	26-7525
知的障害児施設	津山ひかり学園ひかりの風	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	勝山美枝子	\$36. 3. 1	40	26-1091
知的障害児通園施設	津山みのり学園	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守男	藤本 真弓	\$43. 4. 3	30	28-0522
生 活 介 護 ・就 労継続支援B型	どんぐり 工房	下高倉西1823-1	NPO法人どんぐりコロコロ	岡島 健一	原本 久美	H21. 4. 1	就労 B 14 介護 6	29-0012
就労継続支援A型	社会就労センターワークスみのり	二宮999-10	(福)津山みのり学園	目瀬 守雄	岩崎 道徳	H23. 4. 1	20	28-2515
	就労継続支援B型事業所ホワイト	瓜生原322	(福)千寿福祉会	小林 和彦	木多 武蔵	H22. 4. 1	20	26-3118
	障害福祉サービス事業所セルプみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守雄	中井 孝治	H23. 4. 1	25	28-0522
	社会就労センターセルプ弥生	勝部 6 09-1	(福)共栄会	高橋 武之	金藤 憲一	H23. 4. 1		24-1588
	社会就労センターさくらワークヒルズ	勝部563	(福)共栄会	高橋 武之	高橋 恵子	H18.10. 1		31-3221
	サポートセンター・ウィズ	田町115-6	N P O法人サポートセンター・ウィズ	日笠 完治	内田 匡泰	H19. 1. 1		22-3192
就労継続支援B型	就労支援センターきんかえも	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	土井 正義	定岡 直美	H19.10. 1	20	24-2745
	自立支援センター であい工房母恵夢	院庄910	N P O法人希福祉会	政本 達郎	政本 昌美	H20. 4. 1		28-3251
	トラストワークス	二宮646	NPO法人トラストワークス	池田 誠	池田 誠	H19. 4. 1		28-1717
	ウィッシュランド	新野東557-2	NPO法人もっこくらぶ	角野 則夫	角野 則夫	H23. 4. 1		36-7116
	輪 輪 か け は し	小中原143	NPO法人かも・かけはし	石原 聡子	石原 聡子	H23. 4. 1		42-3004
	ワーキングメイト	上河原210-2-3	N P O法人灯心会	藤原 恒雄	藤原 恒雄	H23. 5. 1		22-0880
	就労継続支援B型ワークショップ津山	東新町6	(福)愛徳福祉会	藤田 勉	藤田 勉	H23. 4. 1		22-4325
	グループホームじゃがいも畑	小田中676-1	NPO法人じゃがいもの木	土井 正義	田中 育代	H19. 9. 1	15	24-2745
共同生活援助・	グループホームひだまりの家	北園町23-5	NPO法人みまさか	神田 栄作	竹内 努	H22. 2. 1	5	24-8068
共同生活介護	みのり共同生活事業所	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守雄	黒住 和明	H20. 7. 1	37	28-0522
	メゾンきさらぎ	川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	内藤 精子	H18.10. 1	54	26-1091
養護老人ホーム	と き わ 園	横山481	津山市	津山市長	小林 正	\$29. 1. 6	80	22-4973
	塩 手 荘	市場2151	勝田郡老人福祉施設組合	宮地 昭範	福元 一郎	\$48. 7. 2	60	36-4992

種別	施設名	所 在 地	経 営 主 体	代表者	施設長	認可年月日	定 員	電話
特別養護老人ホーム	鶯園	瓜生原337-1	(福)鶯園	小林 敏隆	小林 敏隆	\$48. 7.30	110	26-0888
	高 寿 園	下高倉東1943-11	(福)津山福祉会	松本 晃	松本 晃	\$56. 3.31	80	29-0115
	サンライフみのり	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守男	杉浦 清毅	H 7. 6. 1	90	28-1007
	日 本 原 荘	新野東1797	(福)日本原荘	福原 昌弘	福原 文徳	\$42.4.10	118	36-3838
	第三日本原荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	福原 昌弘	髙橋 秀紀	\$59.6.1	50	36-3838
	緑 山 荘	加茂町小中原115	(福)光陽会	只友世毅子	只友世毅子	\$62.4.1	60	42-3662
		桑下1272-3	(福)愛和会	浮田 佐平	浮田 英之	H7. 6. 2	50	57-9800
グループホーム (認知症対応型)	グループホームのどか	神戸262-1	N P O高齢者介護研 究会 のどか宅老所	矢山 修一	矢山 修一	H11. 5. 1	9	24-5453
	グループホームほほえみ	下高倉西549-43	(有)ゼロズ	石川ひろみ	多木 京子	H12. 9. 1	18	29-0078
	グループホームうぐいす	瓜生原331	(福)鶯園	小林 敏隆	上高久仁子	H13.12. 1	18	21-8500
	グループホーム愛	桑下1227-2	(福)愛和会	浮田 佐平	磯田 信子	H18.10. 1	18	57-8002
	グループホーム生き活き館津山	大谷611-2	(福)生き活き館	柏本 行則	池田 昌子	H16. 4. 1	18	32-3101
	グループホーム久米	久米川南2551-1	(有)フロンティア	國政 郁哉	橋爪 峰子	H17. 4. 1	18	57-7088
	グループホーム敬愛	東一宮22-10	(有)敬愛	平林 成美	水島 良枝	H15.12. 1	18	27-7761
	グループホーム国府の里	総社34-1	(福)総社保育園	小林 敏隆	佐藤 真紀	H17. 9. 1	18	23-6650
	グループホーム作楽	神戸571-1	(有)ナイスケアシステム	松本 実	高谷 通子	H15. 8. 1	18	28-7110
	グループホームさくらんぼ	日上1468-1	和楽路(有)	坂手 東惠	坂手 則文	H17. 7. 1	18	26-8666
	グループホーム淳厚苑	加茂町塔中105	(有)スピリッツ	只友世毅子	常藤 敦子	H15.10.27	9	42-3033
	グ ル ー プ ホ ー ム じーちゃん、ばーちゃんのお家	大谷295-1	(有)すえ広企画	平野 耕二	福田美喜子	H16. 7. 1	18	22-6588
	グループホーム杉宮	杉宮820-1	(福)加茂光陽会	只友世毅子	内田 律子	H18. 2. 1	18	29-7811
	グループホーム総社	総社309	(福)総社保育園	小林 敏隆	杉山 裕子	H15. 9.13	18	22-2888
	グループホームねむの樹	高野本郷1691-3	(有)ソウルメイト岡山	夫津木孝浩	松本 良雄	H16. 7. 1	18	26-3453
	グループホームのどか	下高倉西544-1	(有)のどか宅老所	矢山 修一	内藤 節子	H16. 8. 1	18	29-7787
	グループホーム日だまりハウス	桑下1312-1	(有)翔和	平井 澄江	森次 昭子	H16. 3. 1	9	57-3020
	グループホーム日だまりハウス別館	桑下1316-1	(有)翔和	平井 澄江	杉本 政子	H17. 6. 1	9	57-3020
	グループホームみすず	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	小林 和彦	宮元 三枝	H18.10. 1	18	26-7370
	グループホーム津山	小田中138-1	(福)鶯園	小林 敏隆	松田登司子	H19. 6. 1	15	22-3988
共同生活援助	サ ン コ - ト	津山口309-2	(福)江原恵明会	江原 秀国	山口 正典	H18.10. 1	29	23-5355
ハロエ/ロi&b/j	指定共同生活援助事業所 姫山 の 里	瓜生原326-1	(福)千寿福祉会	小林 和彦	木多 武蔵	H19. 4. 1	17	26-3118
福祉センター	加 茂 福 祉 センター	加茂町小中原143	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	井上陽一朗			42-3311
	阿 波 福 祉 センター	阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	入江 恭司			46-2016
	勝 北 福 祉 センター	新野東567	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	山本美智夫			36-6969
	久 米 福 祉 センター	中北下1300	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	楢本 茂			57-8133
老人福祉センター	津山老人福祉センター	Ш867	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	有木 高志	S47. 4.26		28-1781
老人福祉施設	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	加茂町小中原143	「めぐみ荘」共同企業体	新開 雄一	新開 雄一			42-7331
	阿波保健福祉センター(浴室棟)	阿波1198	(株)ガット	美甘信吉	美甘信吉			46-7111
	久米高齢者生活福祉センター 「やすらぎの丘」	桑下1228-6	(福)愛和会	浮田 佐平	浮田 英之			57-9800
	ふれぁいサロン	南新座34	NPOワーカーズコープ	永戸 祐三		H元. 7. 1		24-3600
その他老人福祉施設	勝北コミュニティーセンター・老人憩いの家	新野東1126-1	津山市	津山市長				

75 BJ	16 An 6	11	47 W -> 11	/\ ± ±/	15 AD E			
種別	施設名	所 在 地	経営主体	代表者	施設長	認可年月日	定員	電話
その他老人福祉施設	を入幅性ピンダー 陶芸・木彫の 家 津山市シルバー人材セン	Ⅲ 870-3	津山市	津山市長		\$59. 4. 2		28-1781
	タ -	山北638-1	(社団)津山市シルバー 人 材 セ ン タ -	松本晃		H元. 4. 1		23-5378
	勝北高齢者共同作業所	新野東1126-1	津山市	津山市長		H3. 3. 30		36-5785
児童養護施設	わ か ば 園	二宮128	(福)わかば園	松田浩一郎	松田浩一郎	\$24. 5.10	70	28-0610
	立正青葉学園	西寺町77	(宗)妙勝寺	瀬川 一行	岸本 延子	\$30. 4. 1	30	22-2317
	津山二葉園	林田1695-3	(福)菜花の里	水島 尋子	芝原 秀諦	H 1. 4. 1	50	24-1200
助產施設	赤 堀 病 院	山下57	(財)赤堀病院	赤堀和一郎	赤堀泰一郎	\$32. 8. 1	1	24-1212
	津山中央福祉産院	川崎1756	(財)津山慈風会	浮田 芳典	河原 義文	\$34. 5.22	1	21-8111
幼 稚 園	西 幼 稚 園	小田中1364-1	津山市	津山市長	塚本さつき	\$15.4.1	140	22-3624
	東 幼 稚 園	林田767-1	津山市	津山市長	杉畑 恭子	\$28.4.1	210	22-2237
	河 辺 幼 稚 園	国分寺1122	津山市	津山市長	三村 純一	\$31.4.1	140	26-4003
	大 崎 幼 稚 園	金井11-10	津山市	津山市長	下山 征二	\$31.4.1	70	26-3899
	院 庄 幼 稚 園	院庄1041	津山市	津山市長	藤井 義久	\$32.4.1	70	28-1364
	鶴 山 幼 稚 園	小田中184	津山市	津山市長	赤松由美子	\$35.4.1	210	22-2352
	田 邑 幼 稚 園	上田邑11	津山市	津山市長	安川 寛子	\$37.4.1	70	28-0647
	佐 良 山 幼 稚 園	Ⅲ 672	津山市	津山市長	平田 知範	\$40.4.1	140	28-3169
	高 田 幼 稚 園	下横野1172-5	津山市	津山市長	久保 力夫	\$43.4.1	70	27-1219
	清 泉 幼 稚 園	綾部393-1	津山市	津山市長	岡田 良男	S44.4.1	70	29-2741
	成 名 幼 稚 園	野村135-8	津山市	津山市長	頼實 典夫	\$45.4.1	70	29-2727
	二 宮 幼 稚 園	二宮1977	津山市	津山市長	米戸 啓道	\$46.4.1	105	28-0686
	加 茂 幼 稚 園	加茂町塔中147-1	津山市	津山市長	吉田満里子	\$39.4.1	105	42-3036
	阿 波 幼 稚 園	阿波1788-1	津山市	津山市長	平山 淑子	\$35.4.1	105	46-2403
	しらゆり幼稚園	上河原153	学校法人しらゆり学園	中尾 嘉伸	橋本 惣司	\$55.8.4	285	24-4711
	明 星 幼 稚 園	平福875-1	学校法人明星学園	柳 二郎	柳 二郎	\$37.12.13	110	28-1093
	美作大学附属幼稚園	北園町75	学校法人美作学園	藤原 修己	本郷 順子	\$42.4.1	180	22-7500
保 育 所	一 宮 保 育 所	東一宮1227	津山市	津山市長	草苅 淳子	S24. 8. 1	120	27-0300
	公 郷 保 育 所	加茂町公郷1565	津山市	津山市長	平田 早苗	S51. 3.31	30	42-2939
	勝北風の子こども園	新野東600-1	津山市	津山市長	安川美保子	H21. 4. 1	200	36-5497
	久 米 保 育 所	南方中1744-1	(福)江原恵明会	江原 秀国	小林 正佳	H11. 4. 1	140	57-2501
	倭 文 保 育 所	里公文1754-1	津山市	津山市長	吉田さつき	S27. 4. 1	60	57-3021
	津 山 保 育 園	山下30-6	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	赤沢久美子	S23. 8. 1	150	22-3376
	作 陽 保 育 園	大谷412-9	(福)作陽保育園	松田 英毅	有木 信子	S28. 4. 1	120	22-4446
	城 西 保 育 園	小田中1381-3	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	山本昌子	S41. 4. 1	120	22-2408
	城 北 保 育 園	上河原217-5	(福)城北保育園	八木 質志	竹下賀代子	S46. 5.18	150	23-0353
	津山乳児保育園	小田中1380-6	(福)津山社会福祉事業会	山本 智英	井上須磨子	S48. 4. 1	60	22-6942
	院 庄 保 育 園	院庄1039-1	(福)院庄保育園	藤本 貴子	原田 恵子	S49. 4. 1	90	28-2475
	やよい保育園	勝部343-2	(福)やよい保育園	福田守	犬飼より子	\$49. 3.12	170	23-0306
	総 社 保 育 園	総社27-1	(福)総社保育園	小林 敏隆	内藤 房子	S50. 5.16	110	23-8233
	高倉ひかり保育園	下高倉西813-2	(福)高倉ひかり保育園	永倉 信嗣	中島幸一郎	S36. 4. 1	120	29-0276
	I	l .	Ĭ.	I.	1		I	

	種	別	施	設	名		所 在 地	経 営 主 体	代表者	施設長	認可年月日	定 員	電話
保	育	所	田邑	保	育	袁	下田邑114-3	(福)田邑保育園	日笠 康花	鳥越喜久子	\$52. 3.31	70	28-2729
			к о к	к о	保育	袁	津山口327	(福)江原恵明会	江原 秀国	国竹内 成樹	\$52. 3.31	90	24-1011
			高 野 第	第二	保育	袁	高野山西553-1	(福)高野福祉会	香山 治之	土居 英子	\$52.11. 1	120	26-4368
			二宮	保	育	袁	二宮2170	(福)二宮福祉会	久山 真	久山 真子	\$53. 4. 1	90	28-3245
			広 野	保	育	袁	田熊2169	(福)広野保育園	佐々木良油	佐々木増子	\$34.10. 1	70	29-0036
			林 田	保	育	袁	川崎859-1	(福)林田福祉会	藤田 正排	池田みはる	S54. 4. 1	90	26-2130
			大 崎	保	育	袁	西吉田36-1	(福)大崎ゆりかご会	金崎 武彦	金崎 武彦	S55. 1. 1	90	26-4977
			国 分	寺 伢	育	袁	国分寺454-2	(福)河辺福祉会	中村	中村 敬三	S55. 4. 1	120	26-2032
			城 東	保	育	袁	川崎732-3	(福)城東福祉会	石田 博之	石田 博之	\$25.10. 1	90	22-3977
			高 野	保	育	袁	高野本郷1457-8	(福)高野福祉会	香山 治之	土居 義幸	\$29. 6.30	180	26-1037
			福岡	保	育	袁	横山1232	(福)さつき会	松本	型松本 亨枝	\$30. 4. 6	90	22-8053
			東津	山 伢	育	袁	川崎170-1	(福)東津山愛育会	西口 元原	西口 元庸	\$37. 3.31	90	26-2100
			田町	保	育	袁	田町29	(宗)日本キリスト教団津山教会	田中 馨子	白井 律子	\$24. 4.10	60	22-5553
			加 茂	保	育	袁	加茂町小中原41	(財)加茂保育園	小倉 玄照	日 小倉 道紀	\$23.11.20	90	42-3027
^	き地保	保育 所	一方上	へきり	也保育	所	一方南1269	津山市	津山市長	Ž	\$37. 4. 1	休 園	
児	童	館	津山市	立中与	央 児 童	館	山北765	津山市	津山市長	國米真由美	\$53. 4. 1		22-2099
			津山市	立南	児童	館	横山26-2	津山市	津山市長	國米真由美	H13. 5. 1		24-4400
			津山市	立加力	支児 童	館	加茂町中原97-1	津山市	津山市長	國米真由美	S61. 4. 1		42-3168
							阿波1782-1	津山市	津山市長	國米真由美	H 7. 4. 1		46-2076
児	童ク	ラ ブ	東小ひま					運営委員会			S46. 7. 1		23-4277
			西小のひ	のび児	見童クラ	゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	小田中1360 (西小内)	運営委員会			H 9. 4. 1		23-8804
							昭和町2丁目73- 1(南小内)	運営委員会			S42. 9. 1		24-3449
							山北238 (北小内)	運営委員会			H 6. 4. 1		23-9245
			林田たん	ぽぽぽ	童クラ	ブ	川崎842-3 (東松原第2会館内)	運営委員会			H 6. 4. 1		23-9367
			鶴山小学校	ひよこ!	児童クラ	ブ	志戸部655 - 4 (民家)	運営委員会			H 7. 4. 1		24-2812
			やよいな	かよし!	児童クラ	ラブ	大田91-10 (民家)	運営委員会			H 6. 4. 1		35-3500
			向陽ひま	わり児	童クラ	ブ	二宮608-1 (向陽小内)	運営委員会			H 8. 5. 1		28-8040
			さらっ	こ児園	かっ ラ	ブ	皿675-3 (佐良山公民館内)	運営委員会			H 9. 4. 1		28-5558
			一宮小あ	おぞら!	児童クラ	ブ	東一宮87-1 (一宮小内)	運営委員会			H 9. 4. 1		27-2720
			高田小け				下横野1075 (高田小内)	運営委員会			H 9. 4. 1		27-2671
			たかの	児童	クラ	ブ	高野本郷1459-1 (民家)	(福)高野福祉会			H 6. 4. 1		26-1037
			河辺小			ブ	国分寺630 (民家)	運営委員会			H 9. 4. 1		21-0211
			大 崎 リ			ブ	金井76 (大崎小内)	運営委員会			H 6. 4. 1		26-5102
			広野り	見 童	クラ	ブ	田熊2169 (広野保育園内)	(福)広野保育園			H12. 4. 1		29-0036
			地域児童健			べ	林田1695-3 野村135-2	(福)菜花の里			H13. 4. 1		31-1700
			成名り			ブ	(成名小内)	運営委員会			H15. 4. 1		29-1811
			高倉わく				下高倉西12 (高倉小内) 中村125	運営委員会			H17. 4. 1		29-1118
			勝加茂放				(勝加茂小内)	運営委員会			H16. 7. 1		29-3467
			かもっ	こ児園	かラ ラ	ブ	加茂町塔中80 (加茂小内)	運営委員会			H16. 4. 1		42-2553

種別	施設名	所 在 地	経 営 主 体	代表者	施設長	認可年月日	定 員	電話
児童クラブ	学童保育日本原荘	新野東1787-17	(福)日本原荘			H15. 4. 1		36-3838
	放課後児童健全育成センター津山	山北471	(財)神伝流津山遊泳会			H18. 4. 1		32-0439
	誠道児童クラブ	宮尾471-1 (久米ふれあい学習館内)	運営委員会			H19. 4. 1		57-3012
	秀実っ子いきいき児童クラブ	里公文1676-7 (倭文ふれあい学習館内)	運営委員会			H19. 4. 1		57-3730
	ちびっこ仙人クラブ	宮部下860-1 (大井東ふれあい学習館 内)	運営委員会			H20. 4. 1		57-9303
	さくらっ子児童クラブ		運営委員会			H21. 4. 1		28-2250
	岩屋城フレンドクラブ	坪井上32-12 (大井西ふれあい学習館 内)	運営委員会			H21. 4. 1		57-2410
福祉会館	津山市総合福祉会館	山北520	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了		S53. 4. 1		23-5130
心 身 障 害 者地域福祉作業所	作 業 所 き ぼ う	久米川南1316-1	運営委員会	田中 政和		H 18. 4.1		57-9754
精神障害者 共同作業所	津山しらうめの会共同作業所	椿高下125	津山しらうめの会	可児 政子		S63. 4. 1	10	24-9012
	久米共同作業所 ふれんど	中北下1300	家族会小梅の会及び ふれんどを支える会			H10. 1. 1	5	57-3111
障 害 児 者 日 中 一 時 支 援 事 業 所	(交流施設)ふれあいの丘ゆうあい	紫保井904-5	N P O ふれあいの丘 ゆ う あ い			H11. 3.13		22-5635
老人保健施設	弥 生 ヶ 丘	沼683-1	(医)社団徳風会	高見 仁将	桑原 義明	H元. 4.26	97	24-5555
	ケアガーデン津山	河辺1155	(医)蘭和会	布上 紀子	布上 紀子	H10.12. 2	50	21-7711
	の ぞ み 苑	川崎1307	(医)東浩会	石川 泰祐	石川 泰祐	H 5.12.13	50	26-8877
	津山ナーシングホーム	野介代1656-1	(福)日本原荘	福原 昌弘	岡 淳寿	H 8.11. 1	92	31-7111
	加 茂 松 寿 園	加茂町中原61	(医)慈恵会	平井 敏之	平井 敏之	H 8. 6. 1	14	42-4800
	おとなの学校 岡山校	日本原352	(医)清風会	森 浩郎	森 浩郎	H 2. 4. 2	35	36-3390
	サンホームつやま	田町27	(医)西下病院	西下 純治	西下 純治	H21. 4. 1	29	
有料老人ホーム	白 梅 寮	瓜生原535-2	(福)鶯園	小林 敏隆	小林 雅信	\$62.11. 6	60	26-0888
	ュゥュゥハゥス	下横野2604-2	(株)ダンケ	土 田 侃	小澤 雅典	H19. 3. 1	30	27-7500
	特定施設のどか	神戸262-1	(有)のどか宅老所	矢山 修一	平川名都江	H20.10. 1	29	28-7474
	サンホームおおだ	大田83	(医)西下病院	西下 純治	北川 神龍	H20.10. 1	21	32-9150
	アーバンライフ二階町	二階町23-3	(財)津山慈風会	浮田 芳典	仁 木 実	H21. 5. 1	29	35-2000
	ュゥュゥハゥス中島	中島179-2	(株) ゆうゆう	土 田 侃	山下 和男	H22. 3. 1	30	28-7100
	土 居 の 里	下高倉西2370-1	(有)土居の里	一岩 幸人	一岩 幸人	H19. 9. 1	11	29-2734
	サン・オークス津山	紫保井1463-1	(株)両備ヘルシーケア	小嶋 光信	菅野 博子	H23. 5. 1	48	20-1515
軽費老人ホーム	イーエスガーデン	津山口307	(福)江原恵明会	江原 秀国	水島 真次	H元. 9. 1	50	25-2000
	第 2 日 本 原 荘	新野東1798-1	(福)日本原荘	福原 昌弘	清水 章司	S56. 4. 1	50	36-3838
ケアハウス	サンシティうぐいす	国分寺988-1	(福)鶯園	小林 敏隆	須江 章	H 4. 4.20	50	26-8100
	ケアハウス北辰	林田1664	(福)菜花の里	水島 尋子	水島 尋子	H12. 4. 1	50	31-2350
	ケアハウスオークパーク	一方216-3	(福)江原恵明会	江原 秀国	丸山 米三	H14. 9. 1	50	23-0989
	ケアハウス上河原	上河原344-1	(福)福愛会	末澤 由博	末澤 惠	H17. 9. 1	50	32-1150
津山市地域包括支援センター		山北520	(福)津山市社会福祉協議会	小山 了	小山 了			23-1004
	東部サブセンター	瓜生原331	"	小山 了	小山 了			26-7822
	西部サブセンター	二宮999	"	小山 了	小山 了			28-4135
	南部サブセンター	一方140	"	小山 了	小山 了			31-1135
	北部サブセンター	下高倉東1943-11	"	小山 了	小山 了			29-4135
	中央部サブセンター	山北520	"	小山 了	小山 了			23-1004

種 別	施	設 名	所 在 地	経 営 主 体	代表者	施設長	認可年月日	定 員	電話
津山市地域包括支援センター	加茂サブ	センター	加茂町小中原143	11	小山 了	小山 了			42-5135
	勝北サブ	センター	新野東1788-12	11	小山 了	小山 了			36-6135
	久米サブ	センター	中北下1300	"	小山 了	小山 了			57-2135
障害者地域活動支援 センター	ネクス	ト 津 山	津山口308-5	(財)江原積善会	江原 良貴		H14.10. 1	登録制	22-1177
児童デイサービス	キッズみのじ)児童デイサー : 所 み ら い	二宮999	(福)津山みのり学園	目瀬 守男	藤本 真弓	H18.10. 1	10	28-0536
	キッズみのじ ビ ス 事 業)児童デイサー : 所 あ ゆ み	小田中1857-7	(福)津山みのり学園	目瀬 守男	藤本 真弓	H21. 7. 1	20	35-2122
	児童デイサー	-ビス てけて け	山北800	津山市	津山市長	本干尾八州 子	H20. 4. 1	20	32-2174
会館	津山市	中央会館	昭和町1丁目9-3	津山市	津山市長	山本真喜江	\$42. 4. 1		22-8610
	津山市	福岡会館	横山1232-1	津山市	津山市長	森淵 弥生	\$35. 4. 1		22-2828
	津山市加	茂中原会館	加茂町中原87-1	津山市	津山市長	平山 恵一	S57. 4. 1		42-3224
	津山市	公 郷 会 館	加茂町公郷1604-7	津山市	津山市長	前原 仁美	S57. 4. 1		42-3269
	津山市大	久保会館	久米川南2902	津山市	津山市長	山本紀久子	\$46. 4. 1		57-2351
	津 山 市	柳会館	南方中556-2	津山市	津山市長	山本 和美	S56. 4. 1		57-2474

津山市の高齢者人口の推移

(2月1日現在。ただし17年については3月1日現在。)

年度	総人口(人)	65歳以上 高齢者数(人)	^{現在。たたし1/年につ} 65歳以上の 比率	65歳以上の寝たきり(人)
61	85,474	. 3	13.02%	217
3	88,538	12,948	14.62%	230
4	89,020	13,404	15.06%	235
5	89,290	13,835	15.49%	143
6	89,484	14,375	16.06%	289
7	89,722	14,848	16.55%	256
8	89,853	15,396	17.13%	283
9	90,042	15,816	17.57%	315
10	89,983	16,314	18.13%	306
11	90,023	16,795	18.66%	300
12	90,085	17,102	18.98%	308
13	90,280	17,572	19.46%	284
14	89,894	17,993	20.02%	261
15	90,100	18,436	20.46%	312
16	89,894	18,812	20.93%	261
17	111,582	25,292	22.76%	1,518
18	111,376	25,712	23.09%	1,832
19	110,963	26,107	23.53%	1,044
20	110,392	26,342	23.86%	1,150
21	109,601	26,569	24.24%	1,146
22	108,708	26,954	24.79%	1,320
23	107,914	26,867	24.90%	1,413

認定調査結果によるものです。

平成23年度中に100歳を迎える人36人100歳以上の人(平成23年4月1日現在)49人

津山市児童人口の推移

(4月1日現在)

年 度	総人口	18歳未満 の人口	18歳未満 の比率	出生数	合計特殊出生率
6	89,191人	20,372人	22.84%	1,035人	
7	89,329人	19,958人	22.34%	1,010人	1.72人
8	89,244人	18,268人	20.47%	1,000人	1.67人
9	89,613人	19,261人	21.49%	942人	1.53人
10	89,450人	18,812人	21.03%	961人	1.52人
11	89,672人	18,571人	20.71%	968人	1.53人
12	89,623人	18,288人	20.41%	954人	1.62人
13	89,988人	18,084人	20.10%	1,020人	1.71人
14	89,880人	17,847人	19.86%	974人	1.67人
15	89,864人	17,565人	19.55%	951人	1.56人
16	89,894人	17,380人	19.33%	915人	1.66人
17	111,149人	20,531人	18.47%	1,087人	1.57人
18	110,911人	20,173人	18.19%	1,040人	1.61人
19	110,454人	19,852人	17.97%	1,068人	-
20	109,718人	19,539人	17.81%	987人	-
21	108,898人	19,261人	17.69%	979人	-
22	108,139人	18,947人	17.52%	925人	-

環境福祉部職員職種別一覧表 (福祉関係)

平成23年5月1日現在

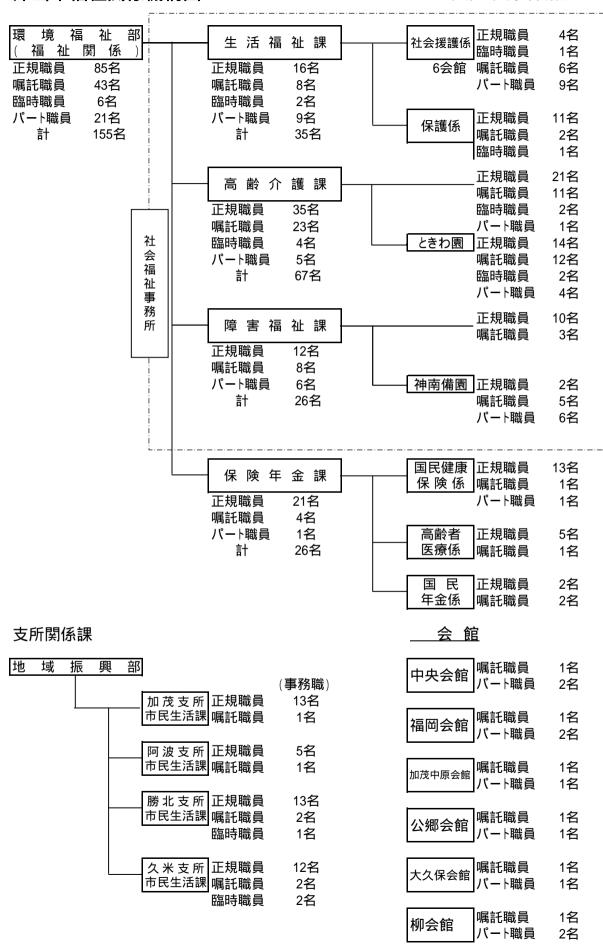
	X	分		管	理	職			— 舟	殳 職				D 他	コロ功	- 1
			部	次	課	課		係	主	そ		嘱	臨	パ		総
			長	長	長	長 補	計	長	任	の	計	託	時	' -	計	
TTALL						佐	н				н	職	職	職	H'	計
職	種		級	級	級	級		級	級	他		員	員	員		
H	合	計	1	1	7	9	18	12	32	23	67	43	6	21	70	155
事	務	職	1	1	6	9	17	8	22	19	49	9	4	10	23	89
保	健	師			1		1	2	2	2	6	1			1	8
看	護	師						1			1	2			2	3
栄	養	土							1		1					1
保	育	士														
調	理	員						1	1	1	3	5		2	7	10
支	援	員							3	1	4	7	1	3	11	15
介	護	員														
	業療	法士														
心	理	±														
	アカウン	[,] セラー												2	2	2
		談員														
		相談員														
		生員														
		`指導員														
		訳者										2			2	2
		導 員													~	
管	 理	寸 点 人														
運	転	— <u>八</u> 手										1		1	2	2
		視員										2		1	3	3
												2		1		3
		援員										۷		1	3	3
		護員										4	4	4		
		点検員										1	1	1	3	3
		替業務														
		調査員										11			11	11
生	活指	導 員							3		3					3

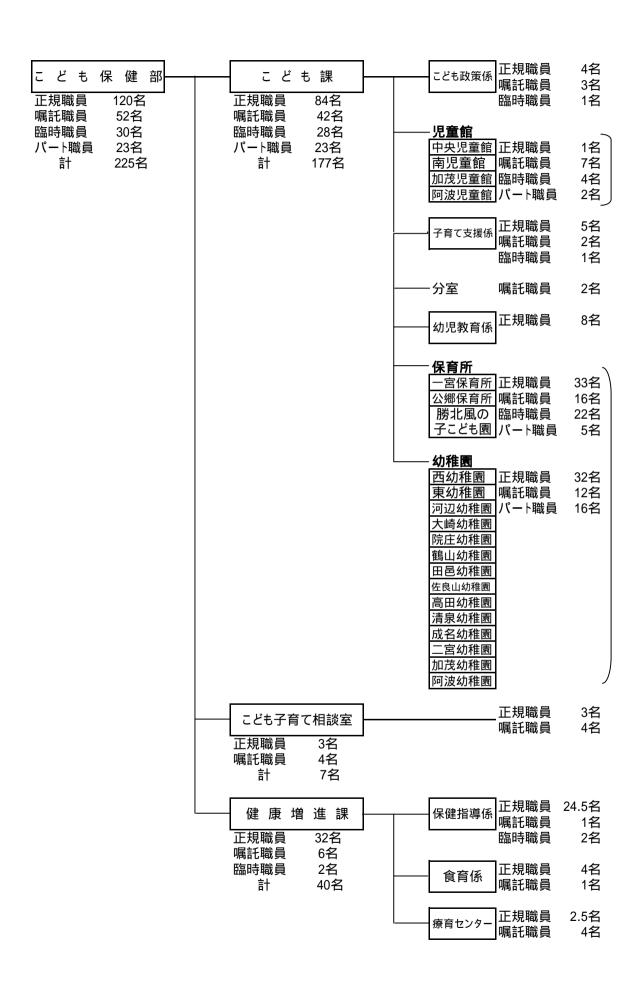
こども保健部職員職種別一覧表

平成23年5月1日現在

		平成23年5月1日現在										τ1 <u>—</u>				
		X	<u> </u>	管	理	職		<i>-</i>	一		į		そ σ.			445
			部	次	課	課長		係	主	そ		嘱	臨	パー		総
分			長	長	長	補	計	長	任	の	計	託	時	۲	計	*1
π ⊹ l\	1 工					佐						職	職	職		計
	種		級	級	級	級		級	級	他		員	員	員		
É	<u> </u>	計	1	1	10	15	27	21	41	31	93	52	30	23	105	225
事	務	鵈	1	1	3	2	7	3	11	5	19	2	3	-	5	31
保	健	톄	i		1	3	4	3	5	9	17	1	-	-	1	22
看	護	톄	j				-				-	-	-	-	-	-
栄	養	<u> </u>	-				-	1	3	1	5	3	-	-	3	8
保	育	<u> </u>			3	7	10	2	12	4	18	18	20	4	42	70
調	理	員	į				-	1		4	5	1	2	1	4	9
幼	稚園	教 諭	ì		2	3	5	10	10	7	27	12	-	-	12	45
幼科	隹 園 衤	甫助 員	Ĺ				-				-	-	-	12	12	12
幼稚	園年	休代幫					-				-	-	-	4	4	4
介	護	員	į				-				-	-	-	-	-	-
作	業療	法士					-	1		1	2	-	-	-	-	2
心	理	<u> </u>					-				-	-	-	-	-	-
ピア	カウン	/セラー					-				-	-	-	-	-	-
母 -	子相	談員	į				-				-	2	-	-	2	2
児:	童相	談員	Į				-				-	2	-	-	2	2
家庭	児童	相談員	<u> </u>				-				-	2	-	-	2	2
児:	童 厚	生員	<u>l</u>				-				-	7	4	2	13	13
児童	クラフ	指導員	į				-				-	-	1	-	1	1
(ファミ コ ー	ヮ゠ゖぉ゠ • ディ	^{トセンター} ネ ー タ	,				-				-	2	-	-	2	2
手;	話通	訳者	Í				-				-	-	-	-	-	-
療	育指	導 員	Į.				-				-	-	-	-	-	-
管	理	人					-				-	-	-	-	-	-
運	転	手					-				-	-	-	-	-	-
夜	間 監	視員					-				-	-	-	-	-	
夜	間介	護員	Į				-				_	-	-	-	-	
		調査員					-				-	-	-	-	-	
		導 員					-				-	-	-	-	-	-

こども保健部外の兼務職員を除く





保育所

宮保育所 嘱託職員 6名(保育士5、栄養士1)

臨時職員 8名(保育士)

パート職員 3名(保育士2、調理員1)

公郷保育所

正規職員 4名(保育士)

嘱託職員

2名(保育士1、調理員1)

臨時職員 3名(保育士)

勝北風の正規職員 子こども園属託職員

17名(保育士13、調理員3、栄養士1)

8名(保育士)

臨時職員 11名(保育士9、調理員2)

パート職員 2名(保育士)

幼稚園

正規職員 3名 西幼稚園 ことばと情緒の教室嘱託職員2名

パート職員 1名

3名

正規職員 東幼稚園

パート職員 3名

河辺幼稚園

正規職員 2名 嘱託職員 1名

パート職員 1名

大崎幼稚園

正規職員 2名 嘱託職員 1名

パート職員 2名

院庄幼稚園

正規職員 2名 嘱託職員 1名

正規職員 4名 パート職員 2名

鶴山幼稚園

田邑幼稚園

正規職員 2名 パート職員 1名

佐良山幼稚園

正規職員 2名 嘱託職員 1名

高田幼稚園

正規職員 2名

嘱託職員 1名 パート職員 1名

清泉幼稚園

正規職員 2名

嘱託職員 1名 パート職員 1名

成名幼稚園

正規職員 2名

嘱託職員 1名 パート職員 1名

宮幼稚園

正規職員 2名 嘱託職員 1名

パート職員 1名

正規職員 加茂幼稚園

嘱託職員 1名

3名

パート職員 1名

阿波幼稚園

正規職員 1名

嘱託職員 1名 パート職員 1名

パート職員 2名 阿波児童館

児童館

中央児童館

南児童館

加茂児童館

嘱託職員

臨時職員

正規職員

嘱託職員

臨時職員

嘱託職員

臨時職員

2名

2名

1名

3名

1名

2名

1名

115